

学位請求論文

魏晋南北朝期における尼僧と仏教受容の研究

仏教文化専攻
松岡智美

目次

序章	· · · · · · · · · · ·
一 本論の目的	1
二 本論の構成	3
第一章 南北朝期における女性の出家動機について	· · · · · · · · · · ·
はじめに	4
第一節 北魏期	5
一 北魏期の后妃の特徴	5
二 北魏期の皇后出家	16
三 北魏期の公主出家	20
四 北魏期の士人の妻の出家	22
第二節 東魏・西魏・北齊・北周期	24
第三章 南朝の女性出家	31
おわりに	34

第二章 『比丘尼伝』の成立背景	40
はじめに	40
第一節 唐までの女性を対象とする著作について	41
第二節 『比丘尼伝』の撰述動機	47
第三節 『比丘尼伝』の立伝姿勢	53
おわりに	56
第三章 尼僧の活動と仏教受容	66
はじめに	66
第一節 南北朝期における尼僧に対する批判	67
第二節 東晋・南朝における尼僧の活動	72
一 東晋・劉宋代のト占	72
二 尼僧とト占	76
第三節 尼僧と僧・皇族・士人の関係	78
おわりに	82
終章	87

参考文献一覽

89

一 本論の目的

本論は、魏晋南北朝期を対象として、尼僧を通して中国の仏教受容の一端を考察していくものである。

三国時代から南北朝までの時代は受容期と位置付けられており、後漢代に伝わった仏教が弘まる中で、時の政権と関係をもちながら発展を遂げ、その発展の中で、尼僧もさまざまな活動をしていく。

この時期を対象とした先行研究については多数あるものの、こと尼僧に関する研究となると、僧（以下、出家者全体を指すのではなく、男性出家者を指すこととする）と比べて少ない。主に、塚本善隆氏や竺沙雅章氏・佐藤達玄氏らによつて、尼僧の受戒や活動実態・僧官制度・朝廷との関係などの観点から、宮川尚志氏によつて女性の仏教信仰の観点から研究が進められてきた。

塚本善隆氏は、西晋末から興つた尼僧教団は、東晋後半から劉宋までに確立され、生活規範である戒律の整備や西域の尼僧との接触により、本格的な発展を見るに至つたとしている。東晋では王公貴族・豪族ら上層階級に奉仏者が増加し、寺院が建立されたことや、僧が有力信者の喜捨により衣食住に不安なく修道生活をおくることができるようになつたことが要因となり、南北中國共に出家僧や在俗奉仏者・家庭女性の奉仏者が増加した。しかし、女性が僧寺出入りする事や僧に近親することは、家居し男女の別あるべき中国伝統の道徳から、風紀墮落の要因として強く非

難される傾向にあつた、とも指摘している。

竺沙雅章²氏は、比丘尼戒や尼僧の出家動機、尼寺、宗教活動、僧官制度などの視点から、中国では年少の女性の出家が多いことや、教団運営や宗教活動の面では僧尼間に差別意識が少ないことを指摘している。佐藤達玄³氏は『比丘尼伝』を中心として、時代ごとに尼僧の信仰生活や教化活動について論じており、戒行に精進し、經典を研究し、また道俗の教化や遊行伝道、焼身供養、仏像の建立などの活動を検討し、比丘の活動をはるかに凌駕するものであつたと結論付けている。

宮川尚志⁴氏は、思想史の側面から、北朝后妃の出家動機や士族女性の仏教信仰について論じており、女性が結婚問題など複雑な家庭事情を解決するために出家したのは、儒教下において仏門に入ることで貞節の美德の完遂を実現しようとしたからであるとし、また、南齊代において尼僧を礼遇したのは、仏教の研究信仰を離れて、貴族の財力や声望を誇示するためであつたとも指摘している。

このようにさまざまな側面から、尼僧の有り様が解明されてきたものの、この時期の尼僧に関する資料は限られており、尼僧の全貌については不明な点も多いのが現状である。そこで、本論では、以上の先行研究の成果を踏まえつつ、『比丘尼伝』や他の仏教經典・正史・石刻史料などを基に、出家動機・宗教活動・交遊などの観点から、個々の事柄を再検討することで、尼僧を通して仏教がどのように受容されたのかについて解明していく。

二 本論の構成

本論は全三章で構成する。

第一章「南北朝期における女性の出家動機について」では、北朝と南朝に分けて、各王朝ごとに女性が仏道に入る契機について探る。その際に、北朝では后妃の事例を、南朝では正史などに立伝されている女性の事例を中心に論じていきたい。

第二章「『比丘尼伝』の成立背景」では、主に南朝で活動した尼僧の伝記を記した梁・宝唱撰『比丘尼伝』について、その撰述背景や立伝姿勢を探る。

最後の第三章「尼僧の活動と仏教受容」では、魏晋南北朝期において尼僧はどのように捉えられていたのかを探りつつ、東晉・南朝における尼僧の活動を通して、どのように仏教が受け入れられてきたのかを論じる。

註

¹ 塚本善隆「一九七九b」を参照。

² 竹沙雅章「一九八九」を参照。

³ 佐藤達玄「二〇〇八」を参照。

⁴ 宮川尚志「一九四八」・「一九六九」を参照。

第一章 南北朝期における女性の出家動機について

はじめに

尼僧の存在が史料上最初に確認できるのは、三国の孫吳政権の時である。その孫吳政権には、博士に任命されて皇子を輔導した支謙や粗末な茅葺の建物に仏像を祀り剃髪僧衣で仏道修行を行った康僧会があり、彼らは多くの經典を翻訳した。また、康僧会が舍利を得たことにより、江南で最初の仏寺にあたる建初寺が建立され、「是れ由り江左に大法遂に興る」（大正五〇・三二五下）こととなつた。しかしその後、仏教は、大將軍・孫綽による「民神」や「伍子胥廟」のような民間祠廟や「浮屠祠」を対象とした弾圧にあつた。これについては『梁書』卷五十四・扶南国伝に、

呉時に尼有り、其の地に居り、小精舎を為る。孫綽は尋いで之を毀除し、塔も亦た同に泯ぶ。呉平げらるるの後、諸道人は復た旧處に於いて建立す。

呉時有尼、居其地、為小精舎。孫綽尋毀除之、塔亦同泯。呉平後、諸道人復於旧處建立焉。

とある。さらに、呉最後の皇帝・孫皓の時にも、淫祀とともに仏教を弾圧しようとしたが、臣下の諫めにより未遂となつた例がある。また、『梁書』の記述から、三国末の呉の支配地域では尼僧が小精舎を構えて活動していたことが窺える。しかし、咸康年間（三三五～四二）に『比丘尼戒本』が伝わつてゐることから、当時の尼僧は出家者の姿を

しているが、正式な戒律を受けていない状態であった。このように、孫吳政権下の江南では、仏教が弾圧の対象となるまでに流布しており、尼僧も存在していたことが分かるが、断片的・個別的な記載しかなく、なお不明な点が多い。次の西晋代以降になると、史書や仏典などの史料から、より仏教の有り様を知ることができる。そこで、南朝は『比丘尼伝』や正史を中心に考察を進める。また、北朝にはまとまつた伝記集は無いものの、正史や墓誌などの記述を尼僧を解明する手掛かりとしていく。

本章では、正史や墓誌によりつつ、第一節では北魏、第二節では東魏・西魏・北齊・北周の各王朝、第三節では南朝に焦点をあてて、后妃をはじめとした当時の女性出家について時代背景や動機について見ていく。

第一節 北魏期

一 北魏期の后妃の特徴

まず、北魏の后妃について考察していく。当時の后妃については、『魏書』や墓誌の記述をもとに、初代・道武帝から第九代・孝莊帝までの后妃の諡号や内官、生没年、本貫、親族、埋葬地、皇帝や仏教との関係を中心とする事跡に着目し、【表一】にまとめた（以下、【表二】、【表三】とも同じ）。また、表の作成にあたり、柏楊〔一九八六〕と直海玄哲〔二〇〇三〕を参考にした。

【表一 北魏后妃関連事項】

								王朝
								皇帝／在位
								后妃
明 元 帝 (太宗・拓跋嗣)／四〇九～一二三	劉 氏 哀皇后	明 元 昭 姚 氏	劉 氏 穆皇后	道 武 宣 道 武 宣	后 慕 容 氏	道 武 帝 (太祖・拓跋珪)／三八六～四〇九	皇帝／在位	后妃
氏 皇 后 杜 明 元 密	后 密 皇	后 昭 袞	后 皇 后	后 宣 穆	后 一	后 一	生没年	謚号
一	四二二〇	四二二〇	四〇三	四〇三	一	一	本貫	事跡
鄴 魏 郡	赤 亭	南 安	代 縿	中山	中山	中山	本貫	親族
帝 子・兄・太 武	父・姚 興	父・劉 昁	父・劉 昁	父・慕容 宝	父・慕容 宝	父・慕容 宝	父・慕容 宝	埋葬地
金 陵	金 陵	金 陵	金 陵	陽 君。後崩。	左丞相衛王儀等奏請立皇后、帝從群臣議、令后鑄金人、成、乃立之、告於郊廟。封后母孟為漂	左丞相衛王儀等奏請立皇后、帝從群臣議、令后鑄金人、成、乃立之、告於郊廟。封后母孟為漂	卷十三	事跡
后廟于鄴、刺史四時薦祀。	初以良家子選入太子宮、有寵、生世祖。及太宗即位、拜貴嬪。泰常五年薨、謚曰密貴嬪、葬雲中金陵。中金陵。世祖即位、追尊號謚、配饗太廟。又立	太宗以后禮納之、後為夫人。后以鑄金人不成、未昇尊位、然帝寵幸之、出入居處、礼秩如后焉。是後猶欲正位、而后謙讓不當。泰常五年薨、帝追恨之、贈皇后璽綬、而後加謚焉。葬雲中金陵。	太宗以后禮納之、後為夫人。后以鑄金人不成、未昇尊位、然帝寵幸之、出入居處、礼秩如后焉。是後猶欲正位、而后謙讓不當。泰常五年薨、帝追恨之、贈皇后璽綬、而後加謚焉。葬雲中金陵。	皇后伝	皇后伝	皇后伝	『魏書』	出典
皇后伝	卷十三	『魏書』	皇后伝	卷十三	皇后伝	皇后伝	『魏書』	出典

			太武帝 (世祖・拓跋燾) / 四三三～五二	太武皇 氏 后赫連
文成元	文成帝 (高宗・拓跋濬) / 四五二～六五	明皇后 馮氏	文成文 賀氏	太武敬 哀皇后 太武敬 敬哀
元皇		皇后	文明	皇后
梁国		四九〇	四二八	四五三
兄・李峻		信都 長樂	代縣 長樂	匈奴 部 鉄弗
金陵		父・馮朗	晃 子・拓跋	父・赫連 勃勃
金陵		永固	金陵	金陵
世祖南征、永昌王仁出寿春、軍至后宅、因得后。	殿。 華殿。高祖酌飲不入口五日、毀慕過禮。謚曰文 明太皇太后。葬于永固陵、日中而反、虞於鑑玄	高宗崩、故事、国有大喪、三日之後、御服器物 一以燒焚、百官及中宮皆号泣而臨之。后悲叫自 投火中、左右救之、良久乃蘇。……承明元年、 尊曰太皇太后、復臨朝聽政。……於是罷鷹師曹、 以其地為報德寺。……太后立文宣王廟於長安、 又立思燕侯園於龍城、皆刊石立碑。……十四年、 崩於太和殿、時年四十九。其日、有雄雉集于太	年十四、高宗踐極、以選為貴人、後立為皇后。 高宗崩、故事、国有大喪、三日之後、御服器物 一以燒焚、百官及中宮皆号泣而臨之。后悲叫自 投火中、左右救之、良久乃蘇。……承明元年、 尊曰太皇太后、復臨朝聽政。……於是罷鷹師曹、 以其地為報德寺。……太后立文宣王廟於長安、 又立思燕侯園於龍城、皆刊石立碑。……十四年、 崩於太和殿、時年四十九。其日、有雄雉集于太	初為夫人、生恭宗。神䴥元年薨、追贈貴嬪、葬 雲中金陵。後追加號謚、配饗太廟。
『魏書』		皇后伝	卷十三 『魏書』	卷十三 『魏書』

跋弘) ／四 (顯祖・拓	獻文帝								
	氏 皇后李	獻文思	嬪耿氏		嬪耿氏	氏 皇后李			
	后 恩皇		丨		丨	后			
	四 六 九	丨	五一八	五一四	四四三	四五六			
	安 喜	中山	曲 阳	鉅 鹿	宋 子	鉅 鹿	蒙 県		
	帝 子・孝文	父・李惠	宝 兄・耿紹		父・耿樂		子・獻文		
	金 陵		丨	西 嶺	洛 陽				
	金陵。承明元年追崇号諡、配饗太廟。	姿德婉淑、年十八、以選入東宮。顯祖即位、為夫人、生高祖。皇興三年薨、上下莫不悼惜。葬	疾不預、荒于口。	姓行忠良、文謹人表、才美俱備、理儀可遵。奉文成皇帝為嬪。以神龜元年歲次戊戌三月八日寢	光潛晦、任還天性。嬪固節不移、誓畢宮掖。上終。歲馭鶴火、月忬林鍾、十九日丙申薨于京師。哀痛感於極陽、追贈過於殊限、依禮送終、備御東園、以七月辛酉壻於洛陽西嶺。	高宗誕載、選御椒房、訓德內充、雍礼外著、乾	及仁鎮長安、遇事誅、后与其家人送平城宮。高宗登白樓望見、美之。……及生顯祖、拜貴人。太安二年、太后令依故事、令后具條記在南兄弟及引所結宗兄洪之、悉以付託。臨訣、每一称兄弟、輒拊胸慟泣、遂薨。後諡曰元皇后、葬金陵、配饗太廟。	及仁鎮長安、遇事誅、后与其家人送平城宮。高宗登白樓望見、美之。……及生顯祖、拜貴人。太安二年、太后令依故事、令后具條記在南兄弟及引所結宗兄洪之、悉以付託。臨訣、每一称兄弟、輒拊胸慟泣、遂薨。後諡曰元皇后、葬金陵、配饗太廟。	卷十三
	皇后伝	卷十三	『魏書』	墓誌銘	宗耿嬪	魏故高	大魏高		

		孝文帝 (高祖・元 宏) / 四七 一九九		嬪成氏		三嬪侯 氏		六五七 一
氏	皇后馮 孝文廢	氏	皇后林 孝文貞					四四四 五一五
		后 貞皇						
								四四四 五一五
信都	長樂		平原		朔州		平城	代郡
	父・馮熙		父・林勝	汗	父・伊莫			
			金陵					
昭儀	自以年長、且前入宮掖、素見待念、輕后而 遵典禮、后及夫嬪以下接御皆以次進。車駕南伐、 后留京師。高祖又南征、后率六宮遷洛陽。…… (太和十七年) 高祖從之、立后為皇后。高祖每 明太后意、故不果行。謚曰貞皇后、葬金陵。	得幸於高祖、生皇子恂。以恂將為儲式、太和七 年后依旧制葬。高祖仁恕、不欲襲前事、而稟文 『魏書』卷十三 皇后伝 『魏書』卷十三 皇后伝	入嬪紫闈、貞問踰芬。曜質椒墀、慎微弥遠。故 能協慶承乾、載育王姬。既含章之美、懋於早年。 母德之風、志而方著。應享胡苟、靈儀內外。昊 天不弔、春秋五十三、奄然薨殞。	墓誌 大魏顯 祖成嬪 皇帝第一 顯祖獻文 人墓志銘	雍光于椒掖。春秋七十有二、以延昌四年正月乙 巳朔九日癸丑薨于金墉旧宮。皇上矜悼、六宮哀 慟、送終之事、靡非礼焉。二月壬午葬于山陵之 域。			

高氏 昭皇后 孝文文 皇后 七 九 勃海 帝子・ 兄・ 父・ 高肇 武 長陵	氏 皇后 幽皇 后 九 四九 信都 父・ 馮熙 長陵	孝文幽 皇后馮 幽皇 后 九 四九 長樂 父・ 馮熙 長陵	不率妾礼。后雖性不妬忌、時有愧恨之色。昭儀 規為内主、譖構百端。尋廢后為庶人。后貞謹有 德操、遂為練行尼。後終於瑤光寺。
司奏請加昭儀号、謚曰文昭貴人、高祖從之。世宗。後生広平王懷、次長樂公主。及馮昭儀寵 盛、密有母養世宗之意、后自代如洛陽、暴薨於 汲郡之共縣、或云昭儀遣人賊后也。……其後有	陵塋內。 高祖初、乃奉室西歸、達龍城鎮、鎮表后德色婉 豔、任充宮掖。及至、文明太后親幸北部曹、見 后姿貌、奇之、遂入掖庭、時年十三。……遂生	陵塋內。 為左昭儀、後立為皇后。……謚曰幽皇后、葬長	歲余而太后崩。高祖服終、頗存訪之、又聞后素 疹瘡除、遣閻官双三念璽書芳問、遂迎赴洛陽。 及至、寵愛過初、專寢當夕、宮人稀復進見。拜
『魏書』 卷十三 皇后伝	『魏書』 卷十三 皇后伝	『魏書』 卷十三 皇后伝	時年十四。其一早卒。后有姿媚、偏見愛幸。未 幾疾病、文明太后乃遣還家為尼。高祖猶留念焉。 文明太皇太后欲家世貴寵、乃簡熙二女俱入掖庭、 時立為皇后。……謚曰幽皇后、葬長陵。

			宣武帝 (世宗・元 恪) / 四九 九五 九五		
宣武靈	后高氏	宣武皇	氏	宣武順 皇后于	充華 九嬪趙
靈皇		一		順皇 后	一
九五 九五	八	九五 九五		四八七	四六七 五一 五一
安定		勃海		代縣	白水 南陽
父・胡國		父・高偃		父・于勁	娘・義陽 長公主
双靈		邙山		陵 永泰	一
太后性聰悟、多才芸、姑既為尼、幼相依託、略 光弘寺、嬪葬皆以尼礼。		及肅宗即位、上尊号曰皇太后。尋為尼、居瑤光 寺、非大節慶、不入宮中。……時天文有變、靈 太后欲以后當禍、是夜暴崩、天下冤之。喪還瑤 光弘寺、嬪葬皆以尼禮。	后。	世宗乃迎入為貴人。時年十四、甚見寵愛、立為 皇后、謁于太廟。后靜默寬容、性不妬忌、生皇 子昌、三歲夭歿。其後暴崩、宮禁事秘、莫能知 悉、而世議帰咎于高夫人。葬永泰陵、謚曰順皇	英清玉粹、登椒華而愈馥。福慶無徵、春秋冊有 策即柩、追贈充華焉。九月廿八日癸酉、葬於山 陵之域。
『魏書』		皇后伝 卷十三 『魏書』	『魏書』	卷十三 皇后伝 『魏書』	墓誌 趙充華 大魏高 祖九嬪 ……文昭遷靈櫬於長陵兆西北六十步。 卑局。因就起山陵、號終寧陵、置邑戶五百家。 宗踐阼、追尊配饗。后先葬城西長陵東南、陵制

嬪李氏	馬氏 貴嬪司	皇后胡氏
—	—	后
—	五 九 一 〇	八
—	溫 河 內	臨涇
父 ・ 李 宝	烈 父 ・ 司 馬	珍
景陵	景陵	仏寺
先帝以成、奉姑后以義。……維大魏孝昌二年歲	閑淑發于髫年、四德成於笄歲。至於婉娩織紉、早譽宗閨。潔白貞專、遠聞天閣。帝欽其令問、正始初敕遣長秋、納為貴華。……帝觀其無嫉之懷、感其罔怨之志、未幾遷命為第一貴嬪夫人。 ……方當母訓衆媵、班軌兩宮。而仁順無徵、春秋卅、正光元年十二月十九日薨于金墉。二年歲次辛丑、二月己亥朔、廿二日庚申倍葬景陵。	得仏經大義。……尋幸永寧寺、親建刹於九級之基、僧尼士女赴者數萬人。及改葬文昭高后、太后不欲令肅宗主事、乃自為喪主、出至終寧陵、親奠遺事、還哭於太極殿、至於訖事、皆自主焉。 ……及武泰元年、爾朱榮稱兵渡河、太后盡召肅宗六宮皆令人道、太后亦自落髮。榮遣騎拘送太后及幼主於河陰。太后對榮多所陳說、榮松衣而起。太后及幼主並沉於河。太后妹馮翊君收瘞於雙靈仏寺。出帝時、始葬以后禮而追加謚。
宣武皇帝	魏故世宗 誌銘 馬氏墓 夫人司	卷十三 皇后伝

二八（三〇）	子攸）／五 (敬宗・元)	孝莊帝			五（二八 詔）／五一	孝明帝 (肅宗・元)				
氏	后爾朱	孝莊皇	胡昭儀		嬪盧氏	后胡氏	孝明皇			
					昭嬪					
五五六	秀容	北地	五〇九	五二七	五一	五二三				
榮	父・爾朱	北地	臨涇	安定	涿	范陽	臨涇	安定		
	胡氏		世	父・胡樂	約	父・盧道	父・胡盛			
			叔母・宣							
			武靈皇后							
遂遇禍。				西陵		邙山				
					遂以懋德充選披庭、拜左昭儀。內昆陰教、外協宸華、義穆四門、声高九宇。方當緝是芳猷、永隆鴻範、以俟大虹之祥、有賴倉龍之感。豈圖八眉之門不樹、兩童之慶未融、如何不弔。春秋十有九、以孝昌三年歲在丁未、四月癸巳朔、十九日辛亥、薨于建始殿。越五月廿三日、遷窆於西陵。					次丙午八月丁卯朔六日壬申葬於洛陽景陵塋。
伝	・后妃	卷十四	『北史』		誌銘	魏故胡昭儀墓	魏故華嬪墓	皇后伝	『魏書』 嫡墓誌	

【表二】の全二十六名の内官の内訳は、皇后十八名、嬪八名である。この中から埋葬地に着目して、判明する十八人を対象にみると、太和十七年（四九三）の洛陽遷都を境に大幅に変わる。これについては、『魏書』卷七下・高祖紀の詔に、

丙辰、洛に遷るの民に詔し、死して河南に葬り、北に還るを得ざらしむ。是に於て代人の南遷する者は、悉く河南洛陽の人と為る。

丙辰、詔遷洛之民、死葬河南、不得還北。於是代人南遷者、悉為河南洛陽人。

とあり、孝文帝の太和一九年六月に発せられた詔により、朝廷内での胡語を禁止するなど漢化政策が進められ、その一環として、逝去した后妃は河南での埋葬が定められたのである。遷都前に逝去した皇后は、夫である皇帝の墓陵のある金陵（内蒙古自治区フフホト）に埋葬されており、遷都後は洛陽の皇帝陵に陪葬されている。ただ、皇帝より先に逝去した皇后は皇帝逝去後に陪葬され直すか、孝明帝の貴嬪司馬氏のように邙山に埋葬するなどしている。

では、皇帝に先立たれた后妃の処遇についてみていくと、獻文帝の嬪成氏や宣武帝の貴嬪司馬氏のように金墉城にて亡くなる例が見られる。また、耿楽の娘・嬪耿氏は「節を固くして移らず、宮掖に畢らんことを誓う。上は母儀の聿に顯るるを以て、委さに嬪御を保ん」じており、宮中に残つて女性達を訓導した例もみられる。

次に、皇后に対する他の王朝と異なる北魏の特徴を中心みていく。一つは皇后即位の儀礼、もう一つは皇太子を産んだ后妃に対する処遇である。

皇后即位の儀礼については、『魏書』卷十三・皇后列伝・序に、

又魏の故事に、特に皇后を立てんとするに、必ず手づから金人を鋳せしめ、成す者を以て吉と為し、成さざれば則ち立つを得ざるなり。

又魏故事、將立皇后、必令手鑄金人、以成者為吉、不成則不得立也。

とあり、金人を鑄造できなければ皇后に即位できないという。この故事は、初代道武帝の皇后慕容氏の時にも行われ、「后をして金人を鑄せしむ。成るや、乃ち之を立てて、郊廟に告ぐ。」とある。この故事に基づく決まりことが厳格に行われたことは、金人を鑄造することができなかつたために、皇后位に就けなかつた道武宣穆皇后劉氏や第二代明元帝の昭哀皇后姚氏の例からも分かる。昭哀皇后姚氏以降、正史にて金人鑄造の故事を見出すことができず、太武帝以降にこの故事を行つたかは不明である。ただ、明元帝の寵愛篤かつた昭哀皇后姚氏が謙譲して皇后の位に就こうとしなかつたことからも、この故事の影響力の強さを窺い知ることができる。

皇太子を産んだ后妃についての処遇については、『魏書』卷十三・皇后伝に、

魏の故事に、後宮子を産みて將に儲式と為さんとすれば、其の母皆死を賜わる。

道武宣穆皇后劉氏……魏故事、後宮產子將為儲式、其母皆賜死。

とあり、皇太子の生母は殺されたのである。この制度に関して宮崎市定氏は、中国の家制度では「正夫人の権力が強く、多くの子どもに母権を行使するのは正しい夫人だけであり、一方で子供は生母に親しむことから、天子の家では「皇后と太子の生母とのあいだに葛藤が起こりがちであるが、北魏ではその弊害をおもんぱかって、未開民族のりゆうぎで一刀両断、太子の生母は生かしておかぬことに定めた」としている。『魏書』卷三・太宗本紀には、これに則つて明元帝の母・劉貴人が死を賜つた際に、父の道武帝が明元帝に対して、

昔漢の武帝は將に其の子を立てんとするに而して其の母を殺すは、婦人をして後に国政に与かり、外家をして乱を為さしめざればなり。汝は継続に當る、故に吾遠く漢武と同じく、長久の計を為すなり。

昔漢武帝將立其子而殺其母、不令婦人後与国政、使外家為乱。汝當繼統、故吾遠同漢武、為長久之計。

と言つたとあり、道武帝の告げた言葉からも前漢・武帝に倣つて生母や外戚の権力を削ぐために行われた处置であったことが窺える。⁸しかし、北魏では故事によつて死を賜つた生母に対しても、皇后と同様に、次の皇帝（即ち自らが産んだ子）によつて謚号を追贈され太廟に合祀されるということが行われた。⁹明元帝の生母の道武宣穆皇后劉氏を初め、第五代献文帝の生母・文成元皇后李氏や第六代孝文帝の生母・献文思皇后李氏¹⁰、拓跋恂の生母・孝文貞皇后林氏¹¹がそれにあたる。

二 北魏期の皇后出家

北魏の皇后は、初代皇帝の道武帝から第九代孝莊帝まで、正史によると十八人いるが、そのうちの出家した者については【表一】を参照すると、孝文廢皇后馮氏や孝文幽皇后馮氏、宣武皇后高氏、宣武靈皇后胡氏、孝明皇后胡氏¹²がいる。後述する出家動機や背景については、各々差異はあるものの、第六代孝文帝以降、第七代宣武帝や次の第八代孝明帝にいたるまで、皇帝が代わつても皇后の出家が行われており、特筆すべきは洛陽遷都後から皇后出家が行われだすことである。ここでは、【表一】を参考にしながら、各皇后の事跡を追いつつ、出家動機及び仏教との関係を明らかにしていきたい。

皇后出家の最初は、北魏の第六代孝文帝の廢皇后馮氏である。廢皇后は太師馮熙の娘であり、文成文明皇后馮氏が自らの「家世よ貴寵なるを欲し、乃ち熙の二女を簡びて俱に掖庭に入」らせた女性であり、『魏書』卷十三・皇后伝に、

孝文は後に後の姉の昭儀を重引して洛に至らしむるに、稍く寵有り、後の礼愛漸く衰う。昭儀は自ら年長にし

て、且つ前に宮掖に入るを以て、素より待念を見わし、后を軽んじて妾札に率^{あら}わず。后は性^{したが}妬忌せずと雖も、時に愧恨の色有り。昭儀は規りて内主と為り、百端に譖構し、尋いで后を廢して庶人と為す。后は貞謹にして徳操有り、遂に練行して尼と為りて、後に瑤光仏寺に終わる。

とあり、廢皇后は異母姉妹の姉の馮昭儀（のちの幽皇后）に皇帝の寵愛を奪われ、かつ讒言された。皇后を廢されて庶人となつた後、出家して尼となり瑤光寺にて生涯を閉じた。

妹の廢皇后を讒言した幽皇后については、病になつた時に文成文明皇后馮氏（当時の文明太后）によつて家に還されて尼僧となつたことがある。これは皇后に即位する前の出来事であり、皇后出家にはあたらぬが、孝文帝の頃から後宮の女性が後宮を出ると出家して尼僧となる例が作られていつた。

次の第八代宣武帝の皇后高氏については、「魏瑤光寺尼慈義墓誌」に、

尼、諱は英、姓は高氏、勃海条の人なり。文昭皇太后の兄の女たり。世宗の景明四年、納れられて夫人と為る。正始五年、挙せられて皇后と為る。帝崩じて、志して道門を願い、俗を出でて尼と為る。神亀元年九月廿四日を以て寺に薨ず。十月十五日、邙山に遷葬せらる。弟子の法王等一百人は、容光の日に遠ざかるを痛み、陵谷の移ろい有るを懼れて、敬みて泉石に銘す、誌の朽ちざるを以てなり。

尼、諱英、姓高氏、勃海条人也。文昭皇太后之兄女。世宗景明四年納為夫人。正始五年挙為皇后。帝崩、志願道門、出俗為尼。以神亀元年九月廿四日薨於寺。十月十五日遷葬於邙山。弟子法王等一百人、痛容光之日遠、懼陵谷之有移、敬銘泉石、以誌不朽。

と概略を記しており、他方、『魏書』には出家後の生活も含めて記述があり、『魏書』卷十三・皇后伝に、

世宗は納れて貴人と為す。皇子を生むも、早に夭し、又た建德公主を生む。後に挙せられて皇后と為り、甚だ礼

重せらる。性は妬忌にして、宮人の進御を得るもの希なり。肅宗の即位するに及びて、尊号を上りて皇太后と曰う。尋いで尼と為りて、瑤光寺に居り、大節の慶にあらざれば、宮中に入らず。建徳公主始めて五六歳、靈太后恒に左右に置き、之を撫愛す。神龜元年、太后は出でて母武邑君に観ゆ。時に天文に變有りて、靈太后は后を以て禍に當てんと欲す。是の夜暴かに崩じ、天下之を冤とす。喪して瑤光仏寺に還り、嬪葬は皆尼礼を以てす。

とある。これらを総合すると、宣武帝の景明四年（五〇三）に貴嬪¹³となり、正始五年（五〇八）に皇后の位に就き、延昌四年（五一五）三月に夫・宣武帝の逝去により皇太后となつた。宣武帝逝去の後は尼僧となり、神龜元年（五一八）九月二十四日に瑤光寺にて逝去、十月十五日に邙山に埋葬された、と記している。葬儀方法に關しては、『魏書』では、靈皇后胡氏によつて天文の變によつて殺された皇后高氏は、瑤光寺において尼礼をもつて葬られたとあり、墓誌によれば、死後邙山に埋葬したことのみを記していることから、尼礼でもつて邙山に埋葬されている。

皇后高氏の出家については墓誌と正史の記述に動機面で些か相違がある。墓誌では自らの意思で出家したと記されているが、『魏書』の記載では靈皇后胡氏との宮廷鬭争により皇室から追い出されたとしている。¹⁴もし、宮廷鬭争の末の出家ならば、「非大節慶、不入宮中。」の一文は、出家の身であり俗世間から離れた身であるから宮中と距離を置き、大礼や慶事の時しか参内しなかつたとする解釈ではなく、靈太后的意向により大礼や慶事の時以外は宮中に参内することが許されなかつたという解釈になる。すなわち、墓誌では、鬭争により宮中を追われたという埋葬者について不都合な事象を伏せて、「志願道門、出俗為尼。」という入道を強調する表現を採つたものと考えられる。

高氏を失脚させた靈皇后胡氏は、胡統寺に住する尼僧の姑から仏教の大義を会得した人物であり、幼い頃から仏教を信奉していた。¹⁵この姑の周辺については『洛陽伽藍記』卷一・胡統寺の条に、

太后の従姑の立つる所なり。道に入りて尼と為り、遂に此の寺に居る。永寧の南一里許りに在り。……其の寺の

諸尼は、帝城の名徳にして、開導を善くし、工に義理を談じ、常に宮に入りて、太后の与ために法を説く。

(大正五一・一〇〇四上)

太后従姑所立也。入道為尼、遂居此寺。在永寧南一里許。……其寺諸尼、帝城名徳、善於開導、工談義理、常入宮、与太后説法。

とあり、姑自身、宣武帝の初めに、宮中に入れりして靈皇后胡氏に仏法を説いていた。武泰元年（五二八）に爾朱榮が黄河を渡り洛陽に侵攻すると「太后は全く肅宗の六宮を召して皆道に入らしめ、太后も亦自ら落髮」したが、爾朱榮によつて幼主（第六代孝文帝の孫）とともに黄河に沈め殺された。後に太后の妹馮翊君により尼礼をもつて双靈仏寺に埋瘞され、第十二代孝武帝の時に皇后の礼をもつて改葬して、謚号を追贈されている。¹⁸

また、宣武皇后高氏や孝文廢皇后馮氏・孝明皇后胡氏らが出家後に住した尼寺として、瑤光寺の名前が度々見られる。この瑤光寺については、『洛陽伽藍記』卷一・瑤光寺の条に、

講殿尼房は、五百余間。綺疏連亘し、戸牖相い通じ、珍木香草は、言うにたうべからず。牛筋狗骨の木、鷄頭鴨脚の草も、亦た悉く備わる。椒房の嬪御の道を学ぶの所にして、掖庭の美人は、並びに其中に在り。亦た名族の処女、性道場を愛するもの有れば、髪を落として親を辞し、此の寺に來儀す。珍麗の飾を屏けて、修道の衣を服、心を投じて正に入り、誠を一乗に帰す。

(大正五一・一〇〇三上)

講殿尼房、五百余間。綺疏連亘、戸牖相通、珍木香草、不可勝言。牛筋狗骨之木、鷄頭鴨脚之草、亦悉備焉。椒房嬪御学道之所、掖庭美人、並在其中。亦有名族処女、性愛道場、落髪辭親、來儀此寺。屏珍麗之飾、服修道之衣、投心入正、帰誠一乗。

とある。北朝において皇后の出家が容易に行われた背景には、瑤光寺など尼寺の整備が進められ出家女性の受け皿があつたからと思われる。

三 北魏期の公主出家

皇后と仏教の関係については正史の記述によつて分かるもの、公主と仏教の関係を記す史料は少ない。そこで、まとまつたかたちで詳細に伝えていいる「邢巒妻元純陀墓誌²⁰」を基に、公主の出家についてみていく。元純陀は太武帝の長男にして奉仏家として著名な拓拔晃の七男・任城康王元雲の第五女²¹である。墓誌には、

初笄の年、言に穆氏に歸して、勲に女功を事とし、備に婦徳を宣ぶ。良人既に逝き、半体云に傾く。三従を絶つを慨き、將に一醮に循わんとす。姜水の節を思いて、黃鸝の歌に起つ。兄の太傅文宣王は、義に違ひて情を奪わんとするも、確焉として許さず。文定公は高門の盛徳にして、才将相を兼ね、運文皇に属し、契ること魚水に同し。名は遂古に冠たりて、勳は当時に烈たり。

初笄之年、言歸穆氏、勲事女功、備宣婦徳。良人既逝、半体云傾。慨絕三従、將循一醮。思姜水之節、起黃鸝之歌。兄太傅文宣王、違義奪情、確焉不許。文定公高門盛徳、才兼将相、運属文皇、契同魚水、名冠遂古、勳烈當時。

とあり、十五歳で穆氏に嫁いだが夫に先立たれ、兄の元澄²²に再婚を迫られるも固辞し、後に邢巒と再婚した。邢巒の逝去後については墓誌に、

車騎の世を謝すに及びて、夫徳を成さんと思い、夜に涙涕せず、朝に哭して悲を衝む。乃ち歎じて曰く、吾一

たび生れては契闊して、再び離れては辛苦し、既に他靡きの操に慚じ、又た転ぜざるの心に愧ず。徳に爽いて人に事え、他族を興さず、樂は苦従り生じ、果は因由り起る。便ち身を俗累に捨てて、体を法門に託し、愛津を棄置して、正水に栖遲し、博く經藏を搜ねて、広く戒律に通じ、六度を珍宝とし、千金を草芥とす。十善の報方に臻して、双林の影^ヲ遙^{ナム}やかに滅す。西河王の魏慶は、穆氏の出たりて、即ち夫人の外孫たり。宗室の才英にして、声芳^ヲ藉甚たり。守を近畿に作して、帝城潤を蒙る。夫人は彼に往き、疾に遭いて弥しく留す。冬十月己酉朔十三日辛酉を以て熒陽郡解別館に薨す。子孫号慕し、緇素^ヲ興嗟す。終りに臨みて醒寤し、分明に遺託し、別けて他所に葬らしめ、以て脩道の心を遂ぐ。児女式遵して、敢て旨に違わず。粵に十一月戊寅朔七日甲申を以て、トして洛陽城西北一十五里芒山西南に窆むる、別名馬鞍小山の朝陽なり。

及車騎謝世、思成夫徳、夜不洟涕、朝哭銜悲。乃歎曰、吾一生契闊、再離辛苦、既慚靡他之操、又愧不転之心。爽徳事人、不興他族、樂從苦生、果由因起。便捨身俗累、託体法門、棄置愛津、栖遲正水、博搜經藏、廣通戒律、珍宝六度、草芥千金。十善之報方臻、双林之影遙滅。西河王魏慶、穆氏之出、即夫人外孫。宗室才英、声芳藉甚。作守近畿、帝城蒙潤。夫人往彼、遘疾弥留。以冬十月己酉朔十三日辛酉薨於熒陽郡解別館。子孫号慕、緇素興嗟。臨終醒寤、分明遺託、令別葬他所、以遂脩道之心。児女式遵、不敢違旨。粵以十一月戊寅朔七日甲申、ト窆於洛陽城西北一十五里芒山西南、別名馬鞍小山之朝陽。

とあり、出家後は大覺寺にて經藏を博覧するなど仏教修行に励み、戒律に精通していた。元純陀の出家動機は貞節を守るために、元澄からの求婚を断つていてことからも貞節を重んじる姿勢をみてとることができ、それは「吾一生契闊、再離辛苦、既慚靡他之操、又愧不転之心。爽徳事人、不興他族、樂從苦生、果由因起。」という自身の言葉にも表れている。また墓誌からは、逝去した時に住していた大覺寺ではなく、一族の元悰²⁴が太守に任じられていた熒

陽郡²⁶に居たと記されており、在俗の時に縁のあつた場所にて逝去したことが分かる。唐代の尼僧の中に在俗時代の家で逝去している者が存在することは松浦典弘氏²⁷によつてすでに指摘されており、このようなことは北魏代から行われていた。

四 北魏期の士人の妻の出家

この段では、北魏期の皇室と尼僧の関係を考える上で、士人の妻で皇室と関わりのあつた慈慶尼を例に見ていく。「魏故比丘尼統慈慶墓誌」²⁸。慈慶尼（四三八～五二四）の俗名は王鍾兒、父は宕渠太守の虔象、二十四歳で予州主簿行南頓太守恒農の楊興宗のもとに嫁いだ人物である。その後の慈慶尼については、墓誌に、

玄瓠鎮の將、汝南の人、常珍奇の城に拠りて反叛し、以て外寇に応し、王師討を致し、奚官に掠没せらるるに值う。遂に恭宗景穆皇帝の昭儀斛律氏の躬ら養恤する所と為り、文昭皇太后と共に同生の若きもの有り。太和中、固く出家を求め、即ち紫禁に居る。尼の素行は、爰に上下に協い、是の純心を秉り、弥いよ終始を貫く。是れより忍辱精進して、德は法流を尚び、仁和恭懿して、行いは椒列に冠す。先帝を弱立の辰より侍護し、聖躬を載誕の日より保衛す。劬労密勿すると雖も、未だ嘗て其の心に懈らず。力衰え年暮るるも、敢て其の事を辞する莫し。寔に亦た直道の依帰する所にして、慈誠の感結する所なり。正光五年、尼の春秋八十有六、四月三日、忽ち時疹に遭い、出でて外寺に居る。其の月の廿七日、車駕躬ら臨みて省視し、旦より暮れに達り、親ら藥剤を監る。大漸に逮び、余氣將に絶えんとするも、猶お遺言を獻り、以て政道を賛く。五月庚戌朔七日丙辰、昭儀寺に遷神す。皇上傷悼し、乃ち手詔を垂れて曰く、尼は五朝に歴奉して、三帝を崇重し、英名の耆老、法門の宿

歎たり。並びに東華兆建の日、朕躬誕育の初めに復し、恩敕を被る毎に、侍守に委付す。昨には晡時を以てしたるに、忽ち殞逝を致し、朕躬悲悼し、用て懷いに惕いたり。葬具を給すべきは、一に別敕に依れと。中給事中の王紹は喪事を監督し、贈物一千五百段。又た比丘尼統を追贈す。十八日を以て、洛陽の北芒の山に窆むる。

值玄瓠鎮將、汝南人、常珍奇拋城反叛、以應外寇、王師致討、掠沒奚官。遂為恭宗景穆皇帝昭儀斛律氏躬所養恤、共文昭皇太后、有若同生。太和中、固求出家、即居紫禁。尼之素行、爰協上下、秉是純心、弥貫終始。由是忍辱精進、德尚法流、仁和恭懿、行冠椒列。侍護先帝於弱立之辰、保衛聖躬於載誕之日。雖劬勞密勿、未嘗懈其心。力衰年暮、莫敢辭其事。寔亦直道之所依歸、慈誠之所感結也。正光五年、尼之春秋八十有六、四月三日、忽遘時疹、出居外寺。其月廿七日、車駕躬臨省視、自旦達暮、親監藥劑。逮于大漸、余氣將絕、猶獻遺言、以贊政道。五月庚戌朔七日丙辰、遷神于昭儀寺。皇上傷悼、乃垂手詔曰、尼歷奉五朝、崇重三帝、英名耆老、法門宿齒。并復東華兆建之日、朕躬誕育之初、每被恩敕、委付侍守。昨以晡時、忽致殞逝、朕躬悲悼、用惕於懷。可給葬具、一依別敕。中給事中王紹監督喪事、贈物一千五百段。又追贈比丘尼統。以十八日、窆于洛陽北芒之山。

とあり、常珍奇³⁰の叛乱に遇つて官奴となり、拓拔晃の昭儀・斛律氏に養恤されたが、文昭皇后高氏が殺されると太和年間（四七七～四九九）に固く出家を求めた。出家後は宣武帝や孝文帝をそばから護り、正光五年（五二四）五月七日に孝明帝による看病があつたものの、昭儀尼寺にて逝去した。慈慶尼は、戦乱によつて寡婦となり、仏法が盛んであつた宫廷の風潮を背景として出家し、死後、朝廷によつて葬儀が執り行われ葬具を支給され、比丘尼統を追贈された。

慈慶尼の逝去した昭儀尼寺は『洛陽伽藍記』卷一・昭儀尼寺の条に、

閻官等の立つる所なりて、東陽門内一里、御道の南に在り。

閻官等所立也、在東陽門内一里、御道南東。

とある。また、前段三で前述した元純陀の住寺である大覺寺は『洛陽伽藍記』卷四・大覺寺の条に、

広平王懷捨宅するなり。融覚寺の西一里許りに在り。北は芒嶺を瞻、南は洛汭を眺め、東は宮闕を望み、西は旗亭を顧る。

広平王懷捨宅也。在融覚寺西一里許。北瞻芒嶺、南眺洛汭、東望宮闕、西顧旗亭。

と記されている。昭儀尼寺は宦官が建立し、大覺寺は孝文帝の第四子元懷が建立した寺であり、北魏において史料に住寺が記されている女性は、瑤光寺・大覺寺・昭儀尼寺のようないずれも皇室やその関係者が建立した寺に住していった。

(大正五一・一〇一七中)

第二節 東魏・西魏・北斉・北周期

次に、北魏が分裂して成立した東魏・西魏、その二王朝からそれぞれ禅譲を受けた北斉・北周の皇后について見ていく。なお、表を作成するにあたり、禅譲を受けた王朝別に【表二】と【表三】に分けた。また、北斉と北周については、仏教と関わりがある或いは出家した皇后のみを表にした。

【表二 東魏・北齊皇后関連事項】

		北齊	東魏	王朝	
		文宣帝 (顯祖・高洋) / 五五〇	孝靜帝 (一・元善) / 五三〇	皇帝／在位	事跡
一 五 湛) (世祖・高 湛) / 五六	武成帝	后李氏	后高氏	皇后	埋葬地
一	武成皇	文宣皇	孝靜皇	皇后	天保十年、改為可賀敦皇后。孝昭即位、降居昭信宮、號昭信皇后。武成踐祚、逼后淫亂……對后前築殺紹德。后大哭、帝愈怒、裸后亂搊撻之、号天不已。盛以絹囊、流血淋漓、投諸渠水、良久乃蘇、犢車載送妙勝尼寺。后性愛仏法、因此為尼。齊亡入閔。隋時得還趙郡。
一	安定	趙郡	勃海	本貫	帝不許。……(興和初)五月、立為皇后、大赦天下。齊受禪、降為中山王妃。後降于尚書左僕射楊遵彥。
一	之父・胡延	宗父・李希	父・高欽	親族	天保四年、詔娉以為皇后。(獻武)王前後固辭、
一					卷十三・皇后
一	自武成崩後、數出詣仏寺、又與沙門曇獻通。布金錢於獻席下、又挂寶裝胡床於獻屋壁、武成平生之所御也。乃置百僧於內殿、託以聽講、日夜與曇獻寢處。以獻為昭玄統。僧徒遙指太后以弄曇獻、乃至謂之為太上者。帝聞太后不謹而未之	『北齊書』卷九・武	『魏書』卷九・文	『魏書』卷九・文	『魏書』卷九・文
伝	成胡后	伝	伝	・皇后	出典

【表二】をみると、東魏から北齊にかけての皇后出家には、文宣皇后李氏と後主皇后斛律氏の二例がある。文宣皇后李氏は武成帝の怒りをかつたことで、妙勝尼寺に送られ、仏法を信奉していたことからそこで出家した。後主皇后斛律氏の場合は、父が肅清されると、皇后を廢されて尼僧とされたが、北齊の滅亡後に元仁と再婚している。西魏、北齊期の后妃では、夫である皇帝の死後に再婚する例がみられ、西魏・孝靜皇后高氏や、北齊・文宣帝の段昭儀、³¹後主皇后胡氏がそれにあたる。また、再婚の例は、北魏期には史料上みられず、東魏の孝靜皇后高氏の再婚は、北齊への禅讓後に行われている。北齊期は、夫の死後再婚するという流れを、出家後の皇后に対しても行っていたのである。

後主 （一・高緯） ／五六五） 七七	後主皇 后斛律 氏	後主 一 一 部 光 誅、后廢在別宮、後令為尼。齊滅、嫁為開府元 仁妻。	君、皆太后之所昵也。 初為皇太子妃。後主受禪、立為皇后。武平三年 正月生女、帝欲悅光、詐稱生男、為之大赦。光 『北齊書』卷九・後 主斛律 后伝

【表三 西魏・北周皇后関連事項】

西魏	王朝
文帝 (一・元宝 五・五一)	皇帝／在位
皇后乙 弗氏	皇后
后 文皇	謚号
五〇九 五・四〇	生没年
洛陽 河南	本貫
父・乙弗 瑗	親族
永陵 崖 麥積	埋葬地
之。於是更納悼后、命后遜居別宮、出家為尼。 ……帝雖限大計、恩好不忘、後密令養髮、有追 服玩。……蠕蠕寇邊、未遑北伐、故帝結婚以撫 還之意。然事秘禁、外無知者。……召僧設供、 令侍婢數十人出家、手為落髮。事畢、乃入室、 引被自覆而崩、年三十一。鑿麥積崖為龕而葬。 公卿乃議追謚曰文皇后、祔於太廟。廢帝時、 合葬於永陵。	事跡
扶風王孚受使奉迎。……四年正月、至京師、立 為皇后、時年十四。六年、后懷孕將產、居於瑤 華殿……產訖而崩、年十六、葬於少陵原。十七 年、合葬永陵。	『北史』卷十三 ·后妃 伝

北周				廢帝（一・元欽）／五五一（四）		廢帝皇		
宣帝	武帝 （高祖・宇文邕）／五	孝閔帝 （一・宇文覺）／五五	七	恭帝（一・拓跋廓）／五五四（六）	恭帝（一・	氏	廢帝（一・元欽）／五五二（四）	
宣皇后	李氏	武皇后	孝閔皇 后元氏	后若干	恭帝皇	氏	廢帝皇	
五四七	（八八八）	五三六						
吳郡	楚					代県	父・宇文	
子・靜帝		炬	父・元宝	惠	父・若干	泰	父・宇文	
長安	長安							
其家坐事、没入東宮。帝之為太子、后被選掌帝	于謹平江陵、后家被籍沒。至長安、太祖以后賜高祖、後稍得親幸。大象元年二月、改為天元帝太后。七月、又尊為天皇太后。二年、尊為天元聖皇太后。……宣帝崩、靜帝尊為太帝太后。隋開皇元年三月、出俗為尼、改名常悲。八年殂、年五十三、以尼礼葬于京城南。	于謹平江陵、后家被籍沒。至長安、太祖以后賜高祖、後稍得親幸。大象元年二月、改為天元帝太后。七月、又尊為天皇太后。二年、尊為天元聖皇太后。……宣帝崩、靜帝尊為太帝太后。隋開皇元年三月、出俗為尼、改名常悲。八年殂、年五十三、以尼礼葬于京城南。	立為王后。帝被廢、后出俗為尼。建德初、高祖誅晋国公護、上帝尊号為孝閔帝、以后為孝閔皇后、居崇義宮。隋氏革命、后出居里第。大業十二年、殂。	初封晋安公主。帝之為略陽公也、尚焉。及踐祚、立為王后。帝被廢、后出俗為尼。建德初、高祖誅晋国公護、上帝尊号為孝閔帝、以后為孝閔皇后、居崇義宮。隋氏革命、后出居里第。大業十二年、殂。	有容色、恭帝納之為妃。及即位、立為皇后。後出家為尼、在俗寺薨、竟無諡。	廢崩、后亦以忠於魏室罹禍。	『北史』卷十三・后妃伝	『北史』
『周書』		皇后伝	卷九・	皇后伝	卷九・	『周書』	『北史』卷十三・后妃伝	

(一・宇文
贊) / 五七
八九

朱氏

（八六

卷九・

宣皇后	元氏	宣皇后	陳氏	宣皇后	朱氏
—	—	—	—	—	—
五六六	—	—	—	—	（八六
梁国	洛陽	穎川	提	父・陳山	—
父・尉遲	父・元晟	父・元晟	提	父・陳山	—
—	—	—	提	父・陳山	—
初適杞国公亮子西陽公溫、以宗婦例入朝、帝逼而二后于今尚存。	年十五、被選入宮、挾為貴妃。大象元年七月、立為天右皇后。二年二月、改為天右大皇后。……（三月）於是以后為天中大皇后。帝崩、后出家為尼、改名華光。	年十五、被選入宮、挾為貴妃。大象元年七月、立為天右皇后。二年二月、改為天右大皇后。……（三月）帝崩、后出家為尼、改名華勝。初、后与陳后同時被選入宮、俱挾為妃、及升后位、又同日受冊、帝寵遇二后、礼數均等、年齒復同、特相親愛。及為尼後、李、朱及尉遲后等並相繼殞沒、而二后于今尚存。	大象元年六月、以選入宮、挾為德妃。月余、立為天左皇后。二年二月、改天左大皇后。……（三月）於是以后為天中大皇后。帝崩、后出家為尼、改名華光。	尼、名法淨。六年殂、年四十、以尼禮葬京城。	衣服。帝年少、召而幸之、遂生靜帝。大象元年、立為天元帝后、尋改為天皇后。二年、又改為天皇后。……后本非良家子、又年長於帝十余歲、疏賤無寵。以静帝故、特尊崇之、班亟楊皇后焉。宣帝崩、靜帝尊為帝太后。隋開皇元年、出俗為尼、名法淨。六年殂、年四十、以尼禮葬京城。
『周書』	皇后伝	卷九・	皇后伝	卷九・	皇后伝
	『周書』	卷九・	『周書』	卷九・	卷九・

尉遲氏 九五 蒙県 遷

而幸之。及亮謀逆、帝誅溫、進后入宮、拜為長
貴妃。大象二年三月、立為天左大皇后……帝崩、
后出俗為尼、改名華首。隋開皇十五年、殂、年
三十。

卷九・
皇后伝

【表三】を見ると、西魏では、初代文帝の文皇后乙弗氏と第三代恭帝の皇后若干氏が出家して尼僧となっている。恭帝の皇后若干氏は、恭帝没後に「出家して尼と為り、仏寺に在りて薨じ、竟に謚無し」とあり、謚号については、前述の北魏の高皇后の例からも、尼僧として逝去した場合は、儒教の礼がとられなかつたために贈られなかつた。

また、北周では、初代孝閔帝の元皇后が孝閔帝が廢されて皇帝の位を降りた後に出来ている。その他、第四代宣帝の朱皇后が宣帝の死後に出来し、また、陳皇后、元皇后、尉遲皇后も宣帝の死後に出来して尼僧となり、各々華光尼、華勝尼、華首尼となつてゐる。北齊では、初代文宣帝の皇后李氏や、第五代後主から皇后を廢された皇后斛律氏が尼僧となつてゐる。

【表一、二、三】を通覧してみると、北魏から北周・北齊までの皇后が出家する動機として、大きく分けて皇帝の逝去と皇帝の寵を巡る宫廷内の闘争の二つが挙げられる。前者については、西魏・恭帝の皇后若干氏や北周・孝閔帝の皇后元氏、宣帝の四人の皇后が挙げられる。その他、後者の事由により尼僧となつた北魏・宣武帝の皇后高氏や西魏・文帝の文皇后乙弗氏の例などがある。また、出来後に逝去した場合は、追謚されない限り、皇帝陵への陪葬も行われず、尼僧として埋葬された。

なお、追謚についてまとめてみると、尼僧となつた皇后へはなされていない。この例として、庶民に落とされ出来

した孝文廢皇后馮氏や貞節を守るために出家した文宣皇后李氏・後主皇后斛律氏、兵乱により出家した孝明皇后胡氏、宣武皇后高氏や恭帝皇后若干氏、皇帝崩御により出家した武皇后李氏、宣皇后朱氏、宣皇后陳氏、宣皇后元氏、宣皇后尉遲氏を挙げることができる。しかし、他方では、仏門に入つたにもかかわらず、追贈された宣武靈皇后胡氏の例もみられる。各表より、皇后以外に追謚する場合として、生母の例が挙げられる。また、皇后・生母以外でも明元昭哀皇后姚氏のように金人を铸造できずとも、皇帝の寵愛によつて死後に「皇后の璽綬を贈りて、後に謚を加」えられて、皇帝の埋葬されている金陵に葬られた例や第三代太武帝の養母・竇氏の例もあり、皇帝の意思が追謚に大きな影響を与えていた。それは、第十二代孝武帝の時に、出家した宣武靈皇后胡氏が皇后の礼をもつて埋葬されることによって死後還俗した形となり、孝武帝の意思によつて謚号が追贈されたことからも分かる。言いかえると、出家した皇后へ追謚するか否かは、還俗の有無や皇帝の意思が判断基準の一つとなつていたのである。

第三節 南朝の女性出家

南朝は、北魏などの北朝の諸王朝と違い、皇后の出家は陳代の後主沈皇后³³まで見られない。仏教信奉者としての側面がある後主沈皇后は、隋・煬帝が殺された後、天靜寺にて出家し觀音と名乗つている。³⁴南朝には沈皇后の例があるものの、皇后が出家したのは、陳滅亡後の隋代のことであり、厳密にいえば南朝とは言い難い。そこで、皇后以外の后妃と出家の関係に着目してみると、南齊・武帝の第二十一子にあたる湘東王・蕭子建の母・謝氏が挙げられる。謝

氏は帝の寵愛が無かつたために、得度して尼僧にされており、その出家動機は北朝皇后のそれと通ずるところがある。また、鬱林王が霍氏と淫通した際には、宦官の徐龍駒が霍氏は得度して尼僧になつたという噂を流していることからも、南齊代には后妃出家が行われる素地があつた。后妃出家に関する事柄は南齊二例のみであり、それ以降となると陳末まで下ることとなる。

皇族以外の女性出家について、竺沙雅章氏は、『比丘尼伝』所収の尼僧の出家年齢について「早くから出家の志を持ちながら父母の許しが得られぬために、十九歳、二十歳になつてようやく初志を果たすことができた者がおり、男子にくらべれば女性の出家は容易ではなかつた」³⁵と推測している。例としては、東晋代では、『晋書』卷九十六・呂紹妻張氏伝に、

時に呂紹の妻張氏も、亦た操行有り。年十四にして、紹死し、便ち尼と為らんことを請う。呂隆は見て之を悦び、其の行を穢さんと欲す。張氏曰く、至道を欽樂す。誓いて辱めを受けざらんと。遂に樓に昇りて自ら地に投げ、二脛俱に折れ、口に仏經を誦え、俄然として死す。

時呂紹妻張氏、亦有操行。年十四、紹死、便請為尼。呂隆見而悅之、欲穢其行。張氏曰、欽樂至道。誓不受辱。遂昇樓自投於地、二脛俱折、口誦仏經、俄然而死。

とあり、品行の良い呂紹の妻張氏は、夫の死後出家しようとしたが、呂隆に汚されそうになつたことから、自ら身を投げて自殺した。これは、儒教において重んじられている貞節を守るために、出家という手段が用いられたと考えられる。その他、『比丘尼伝』所収の尼僧から見ていくと、仏法を信奉する家に生まれた康明感尼は、十数年間賊に捕らわれて婢となつていたが、後に尼となつた。令宗尼も家が喪乱にあい、捕虜となつた後に尼となつた。いずれも出家時期は不明であるが、戦乱を契機に出家した。また、結婚を契機に出家する者も見られ、「少くして清信有り、正

法を修めんことを願」（大正五〇・九三五下）つた曇備尼（三三二四～九六）は十五歳のときに結婚するも後に出家し、「綰髪にして道を志し、出家を秉願」（大正五〇・九三六上）した。僧基尼（三三〇～九七）は母が密かに決めた結婚を拒否して二十一歳の時に出家しており、曇備尼と同じく幼い頃からの奉仏により出家している。その他に、道儀尼のように夫と死別した後に出家する例も見られる。

劉宋代では、戦乱を契機として出家した者が四人いる。法盛尼（三六八～四三九）は北朝の戦乱を避けて都・建康に移ってきた後に出家した。「門は釈教を修」（同・九四一中）めていた法淨尼（四〇九～七三）は、二十歳の時に父に随つて秣陵の地に戦乱を避け、そこで出家した。法相尼は傅氏のもとに嫁いだが、苻堅が大敗して家が散亡したことにより出家した。智勝尼（四二七～九二）は、六歳の時に祖母と瓦官寺に行き出家の念を懷いたが許されず、後に劉宋末の乱に遭い二十歳で出家した。他方、結婚を契機に出家した者として僧端尼（～四四八）らがいる。僧端尼は「門は世よ仏を奉ず。姉妹篤く信じ、誓いて出家せんことを願」（同・九三九上）つたが、母兄によつて結婚させられそうになると、仏寺に逃げ、婚約者が亡くなつた後に出家した。超明尼（～四九八）は「世よ大法を奉ず。（超）明は幼くして聰穎たりて、雅に志尚有り。五經を読み文義を善くし、方正にして礼有り、内外之を敬う」（同・九四四中）者であったが、二十一歳で夫と死別したことで、再婚せずに出家した。

また、東晋代とは異なり病気を契機として出家する者も現れた。幼くして五戒を受け保持していた道寿尼は病気が癒えたら出家するという願をたて、治癒後出家した。十歳の時に病に罹った玄藻尼は、父が娘の病を治すために、僧・法濟の勧めで觀世音斎を設け、七日の後に癒えたことから、靈験を感じて出家している。

この他、慧濬尼（三九二～四六四）や八歳の時に姉妹で出家した徳楽尼（四一二～五〇一）・十九歳で出家した淨秀尼（四一八～五〇六）らのように、幼い頃からの求道心が契機となつた者³⁸もいた。

南齊代では黃門郎・荀伯玉の姉が結婚前の夕に逃げて出家しており、『類苑』を著した劉峻が幼い頃に母と一緒に出家した例⁴⁰などもある。『比丘尼伝』に立伝されている淨珪尼（～四九四）は、幼くして出家を願い出て、父母に許されて出家した。この他にも、「七歳にして便ち蔬食持齋し、志節勇猛」（大正五〇・九四四上）であつた慧緒尼（四三一～九九）のように小さい頃からの求道心により出家する例がある。

梁代では給事中張瑰の侍妓が出家して尼僧となつた例がある。⁴¹

『比丘尼伝』に立伝されている尼僧の出家動機については、戦乱や寡婦・自発的な出家願望などの例があり、東晋代から劉宋代は戦乱を契機とする者が見られ、時代が下がるにつれて幼少からの求道心による出家の事例が増えていく。結婚や幼少からの求道心が契機となつて出家するときには、徳樂尼や淨珪尼らのように家の仏教信仰が大きく関係していた。

おわりに

北魏の第六代・孝文帝の頃に初めて皇后の出家が行われ、以後北朝の各王朝では皇后の出家が行われ続けた。北魏期に出家した皇后は、寵愛の衰えにより出家した孝文廢皇后馮氏や皇后即位前に病氣により家に還されて出家した孝文幽皇后馮氏、宮廷鬭争の末に出家した宣武皇后高氏、政変により出家した宣武靈皇后胡氏、孝明帝の死後出家した孝明皇后胡氏である。特に、史料上からは孝明皇后胡氏の出家動機を探ることはできないが、孝明帝死後武泰初（五

二八）にはすでに出家していることから、皇帝との死別が出家動機と考えられ、孝明皇后胡氏が死別による出家の最初の例と思われる。なお、宣武帝の貴嬪司馬氏が皇帝と死別後も金墉城にいたことから、孝明帝までは死別による出家は一般化されてなかつたと考えられる。西魏・北周になると、西魏の皇后若干氏や北周の宣帝の朱皇后・陳皇后・元皇后・尉遲皇后が死別によつて出家している。しかし、南朝では皇后の出家はいずれの王朝でも行われず、南齊代に后妃の出家例がわずかに見られるだけである。このことから、隋・唐代において、皇帝が逝去した後、后妃が出家するという行為は、北朝の例に倣つて行われたといふことが分かる。

他方、南朝では、華北の戦乱などさまざまな契機により出家する者がいた。王朝ごとの特色としては、例えば、劉宋以降は自ら願つて仏門に入る例が多く見られるようになるが、これには家の仏教信仰が大きく関わっていたのである。

註

¹ この仏教史上最初の弾圧については、塚本善隆〔一九七九a〕に詳しい。

² 比丘尼戒本については、『比丘尼伝』卷一・淨檢伝に「(西)晋の咸康中、沙門僧建は、月支国に於て、僧祇尼羯磨及び戒本を得。」(大正五〇・九三四下)とあり、僧建によつて将来された戒本が最初である。しかし、この戒本については仏典目録などに記載が無いため、漢訳がなされたのかや、後世への広まりについても不明である。なお、広く行われた戒本の一つに、建元十五年(三七九)に僧純らによつて龜茲国から将来された『比丘尼大戒本』が挙

げられる。

³ 北魏の后妃については、多数の論著がある。例えば、婚姻政策について、近年では、佐藤賢〔二〇一〇〕がある。また、詳細な訳註として、山崎純一〔二〇〇〇〕・〔二〇〇一〕・〔二〇〇二〕が挙げられる。

⁴ 北魏の内官は、孝文帝代に周代の制度を改定したものであり、左右の昭儀は大司馬、三夫人は三公、三嬪は三卿、六嬪は六卿、世婦は中大夫、御女は元士の位に対応する。(『魏書』卷十三・皇后伝・序「高祖改定内官、後置女職、以典内事。内司視尚書令僕。作司・大監・女侍中三官視二品。監、女尚書、美人、女史・女賢人・書史・書女・小書女五官、視三品。中才人・供人・中使女生・才人・恭使宮人視四品、春衣・女酒・女饗・女食・奚官女奴視五品。」)

⁵ 北魏の埋葬儀礼については、田沼眞弓〔二〇〇三〕を参照。

⁶ 文成文明皇后馮氏が永固陵(山西・大同)に埋葬された経緯については、直海玄哲〔二〇〇三〕を参照。

⁷ 宮崎市定「一九九三」二〇〇頁を参照。この制度に関する研究は、田餘慶「一九九八」などがある。

⁸ この制度について、山崎純一氏は、故事ではなく道武帝から始まった制度と指摘している。山崎純一〔二〇〇二〕を参照。

⁹ 『魏書』卷十三・皇后伝「太宗即位、追尊諡号、配饗太廟。自此後宮人為帝母、皆正位配饗焉。」

¹⁰ 献文思皇后李氏は、「依故事」などの語がないものの、亡くなつた年である承明元年(四七六)が孝文帝の皇太子即位の年と一致することから、故事に依るものと思われる。

¹¹ 孝文貞皇后林氏は、拓跋恂が皇太子となつたことで旧制に依つて死を賜つたが、その後、拓跋恂の謀反によつて庶人に落とされている。

¹² 北朝における皇后出家については宮川尚志「一九六九」第十二章「六朝時代女性の宗教生活」や陳懷宇〔二〇〇〇〕

〔二〕・許智銀〔二一〇〇一〕・高二旺〔二一〇〇八〕・苗霖霖〔二一〇一一〕などを参照。

13 皇后高氏の入宮の際の内官については、墓誌や『魏書』が「夫人」、「貴人」としているのに対し、『北史』卷十三

・后妃伝では「貴嬪」とあることから、当時、嬪の位にあつたと思われる。

14 洛陽城北にある邙山を埋葬地とした尼僧の例として「比丘尼慧静墓誌」に「尼諱高月、姓名乞伏氏、洛陽人也。少

小棄家、帰依三宝。立意淨修、捐除俗慮。……神龜二年（五一九）三月五日、卒於永明寺。四月十日遷葬芒山。」

とあり、慧静尼も邙山に葬られている。（墓誌の拓本・録文については毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』第五冊・十五五六頁（线装书局・二〇〇八年）を参照）后妃では孝明帝の嬪の盧氏の例がある。

15 宮廷闘争から出家させられたことについては、陳懷宇〔二一〇〇二〕や山崎純一〔二一〇〇二〕などを参照。

16 17 父の胡国珍は熱心な仏教信者であり、「雅に仏法を敬い、時に斎潔を事とし、自ら礼拝に強めたり」（『魏書』卷八十三下・胡国珍伝）、「經を書き像を造り、正化寺を起てて、百僧を供養」（『弁正論』卷四・十代奉仏篇下（大正五二・五一五上））した。

18 宮川尚志氏は、双靈寺に収葬されたことから、初めは尼僧の礼でもつて葬られたとしている。「一九六四」

このことについては、直海玄哲氏は「胡氏の臨朝称制への敬礼と非業の死とでもいうべき最期を悼んで追贈されたものであろうが、帝室の喪事が儒教を優先したものである」〔二一〇〇三〕（一八九頁）と指摘している。

19 洛陽の寺院については、服部克彦〔一九六五〕・〔一九六八〕や滋野井恬〔一九七〇〕を参照。また、『洛陽伽藍記』によると、北魏代の洛陽には尼寺が八ヶ寺存在した。

20 墓誌の拓本・録文の出典は毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』第六冊・二七五～七頁（线装书局・二〇〇八年）を参考照。

「邢巒妻元純陀墓誌」に「夫人諱純陀、法字智首、恭宗景穆皇帝之孫、任城康王之第五女也」とある。

²¹ 墓誌中の兄太傅文宣王は元澄を指し、任城王・元雲の長男にあたる。『魏書』卷十九中・景穆十二王列伝第七中・任城王伝に附伝されている。

²² 邢巒については、『魏書』卷六十五に立伝されている。

²³ 墓誌の題字に「魏故車騎大將軍平舒文定邢公繼夫人大覺寺比丘元尼墓誌銘并序」とあることから、出家後は大覺寺に住したと思われる。

²⁴ 京兆王・元子推の子・元昂の子であり、『魏書』卷十九上・京兆王伝に附伝されており、墓誌も出土している。
²⁵ 元悰の墓誌に「初為中書侍郎、又轉武衛將軍大宗正卿熒陽太守」とあり、熒陽太守に任せられていたことが分かる。

²⁶ 松浦典弘〔二〇〇七b〕。

²⁷ 墓誌の錄文・拓本の出典は朱亮主編『洛陽出土北魏墓誌選編』三〇八頁（科学出版社・二〇〇一年）を参照。

²⁸ 「尼俗姓王氏、字鍾兒、太原祁人。宕渠太守虔象之女也。……年廿有四、適故予州主簿行南頓太守恒農楊興宗。」

²⁹ ³⁰ 常珍奇の叛乱については『魏書』卷六十一・列伝第四十九・畢衆敬伝・附伝・常珍奇伝に「珍奇雖有虛表、而誠款未純。歲余、徵其子超。超母胡氏不欲超赴京師、密懷南叛。時汝徐未平、元石自出攻之。珍奇乘虛、於懸瓠反叛、燒城東門、斬三百余人、虜掠上蔡・安城・平輿三縣居民、屯于灌水。石馳往討擊、大破之。会日闇、放火燒其營、珍奇乃匹馬逃免。其子超走到苦城、為人所殺。小子沙弥囚送京師、刑為閹人。」とある。

³¹ 『北史』卷十四・后妃伝「後主時、改適錄尚書唐邕。」

³² 『魏書』卷十三・皇后伝「(太平)真君元年(四四〇)崩、時年六十三。詔天下大臨三日、太保盧魯元監護喪事、謚

曰惠、葬崞山、從后意也。」

³³『陳書』卷七・後主沈皇后伝「居處儉約、衣服無錦繡之飾、左右近侍纔百許人、唯尋閱圖史、誦佛經為事。」

³⁴『南史』卷十二・后妃伝「及煥帝被殺、后自広陵過江、於毘陵天靜寺為尼、名觀音。貞觀初卒。」

³⁵『南史』卷四十四・湘東王子建伝「湘東王子建、字雲立、武帝第二十一子也。母謝無寵、武帝度為尼。明帝即位、使還母子建。」

³⁶『南史』卷五・齊本紀下第五・廢帝紀「徐龍駒為後閣舍人、日夜在六宮房内。帝與文帝幸姬霍氏淫通、改姓徐氏、
龍駒勸長留宮内、聲云度霍氏為尼、以余人代之。」

³⁷竺沙雅章「一九八九」五十八頁。

³⁸僧猛尼（四一八～八九）のように「世よ黃老に事え、加えて邪神を信敬した」（大正五〇・九四二中）家であった
が、仏道出家の志を懷く者もいた。

³⁹『南史』卷四七・列伝第三七・荀伯玉伝「頃之、伯玉姊當嫁、明日應行、今夕逃隨人去、家尋求不能得。後遂出家
為尼。」

⁴⁰『南史』卷四九・列伝第三九・劉峻伝「居貧不自立、與母並出家為尼僧、既而還俗。」

⁴¹『南史』卷三十一・張率伝「其年、父憂去職。有父時妓數十人、其善謳者有色貌、邑子儀曹郎顧璵之求婢、謳者不
願、遂出家為尼。」

第二章 『比丘尼伝』の成立背景

はじめに

南朝の尼僧の活動を知るうえで重要な史料を提供するのは『比丘尼伝』である。

宝唱によって著わされた『比丘尼伝』は、尼僧を専伝にした最初の伝記集であり、晋から梁までの四つの王朝に分けて、計六十五人を立伝している。撰者の宝唱は、十八歳の時に僧祐のもとで出家した後、天監十三年に僧の伝記である『名僧伝』三十一卷¹や現存最古の類書である『經律異相』五十五卷²など多くの書物を編纂しており、また、僧伽婆羅の訳経の席に筆受として参列するなど、当時一級の知識人であった。彼の師である僧祐は、『出三藏記集』や『弘明集』の編者でもあり、『出三藏記集』の中に戒律について言及しているところがあり、比丘尼戒に造詣が深い人物である。宝唱は僧伝である『名僧伝』を著しているように、師・僧祐の影響を受け、伝記編纂に関わり得る環境についた。

宝唱が活動した梁代以前、劉宋・文帝元嘉十五年の時にはすでに青園寺に二百人の尼僧が修行していたことや、南林寺の重受戒者が三百余人にのぼったことから、梁代の尼僧の正確な人数は分からぬものの相当数の尼僧が活動していた。また、『続高僧伝』卷一・宝唱伝に、

(梁・武帝は) 又た献太后の為に、青溪の西岸、建陽城門の路の東において、大智度寺を起す。京師の甲里、爽

壇通博にして、朝市の中途、川陸の顕要なり。殿堂は宏壮にして、宝塔七層、房廊は周接し、華果間發す。正殿も亦丈八の金像を造り、以て追福を申べ、五百の諸尼は、四時に講誦す。

（大正五〇・四二七上）

又為獻太后、於青溪西岸、建陽城門路東、起大智度寺。京師甲里、爽壇通博、朝市之中途、川陸之顕要。殿堂宏壯、宝塔七層、房廊周接、華果間發。正殿亦造丈八金像、以申追福、五百諸尼、四時講誦。

とある。武帝が母である獻太后の追福供養のために大智度寺を建立し、一日中、五百人の尼僧に講誦させたという記述があり、梁代では崇仏皇帝のもとで尼僧の宗教活動が盛んであった。

このような時代背景の下で著された『比丘尼伝』は、南朝の各王朝別に尼僧の実態や宗教活動などをよく伝えていふことから、これまで研究史料として多く引用してきた。なかでも、宝唱を取り巻く環境から本書に対する歴史的位置付けを解明する研究が見られる。⁴そこで、本稿では、梁代までの女性を対象とする著作の編纂状況をみていき、『比丘尼伝』の成立背景とともに、宝唱の撰述動機について述べていく。

第一節 唐までの女性を対象とする著作について

『比丘尼伝』の撰述背景を探るために、まず南朝を中心に女性を対象とする著述状況についてみていく。

女性の伝記は正史中に「列女伝」という形で伝えられ、劉宋代に至つて范曄が『後漢書』を撰するに及び、始めて立傳されるようになった。これについて、下見隆雄氏は、後漢から魏晋にかけて作られた、女性を取り上げた多くの

書物は士たる男性の伝記などと同等に扱われるまでには至らず、范曄によつて記録の面において、女伝が男性の伝記に比肩する一定の資格を得た、として評価している。⁵

『後漢書』以後に成立した正史について、成立年代順に烈女に関する記述箇所を探ると、【表四⁶】のようになる。

【表四】正史別烈女立伝表

書名	成立年	編者	立伝箇所及び数
『後漢書』	劉宋・元嘉九年（四三二）	范曄（三九八～四五五）	列伝第七十四「列女伝」に十七人
『宋書』	梁・永明六年（四八八）	沈約（四四一～五一三）	卷九十一「孝義伝」に一人
『南齊書』	梁・六世紀前半	蕭子顯（四八九～五三七）	×
『魏書』	北齊・天保五年（五五四）	魏收（五〇六～七二）	卷九十二「列女伝」に十七人
『梁書』	唐・貞觀十年（六三六）	姚思廉（～六三七）	卷四十七「孝行伝」に一人
『陳書』			
『北齊書』			
『周書』	李百藥（五六四～六四八）ら	×	
『隋書』	令狐德棻（五六三～六六六）ら	×	
『晋書』	魏徵（五八〇～六四三）・長孫無忌（～六五九）ら	卷八十「列女伝」に十五人	卷九十六「列女伝」に三十五人

第二章 『比丘尼伝』の成立背景

烈女に関する記述を探ると、南朝では、『宋書』孝義伝の中に一人を立伝しており、北朝に目を向けてみると、『魏書』列女伝に十七人が立伝されている。

『北史』	唐・顯慶四年（六五九）	李延寿	卷九十一「列女伝」に三十五人
『南史』			卷七十三「孝義伝」上に十三人
『旧唐書』	後晋・開運二年（九四五）	劉昫（八八七～九四六）ら	卷七十四「孝義伝」下に二人
『旧五代史』	北宋・開宝七年（九七四）	薛居正（九一二～八一）ら	×
『新五代史』	北宋・皇祐五年（一〇五三）	歐陽脩（一〇〇七～七二）	卷一百九十三「列女伝」に三十人
『新唐書』	北宋・嘉祐三年（一〇六〇）	歐陽脩・宋祁ら	卷一百五「列女伝」に四十七人
『遼史』	元・至正四年（一二三四四）	トクト（脱脱・一三一四～五五）ら	卷一百七「烈女伝」に五人
『金史』	元・至正五年（一二四五）	卷一百三十「列女伝」に二十二人	卷一百七十「烈女伝」に三十九人
『宋史』	明・洪武三年（一三七〇）	宋濂（一三一〇～八一）・王禕（一三七一～七二）ら	卷二百一「列女伝」に四十三人
『元史』		張廷玉（一六七一～七五五）ら	卷三百一「列女伝」に六十一年
『明史』	清・乾隆四年（一七三九）		卷三百二「列女伝」二に八十二人 卷三百三「列女伝」三に九十九人

そして、唐代になると多くの正史が奉勅撰という形で編纂され始めた。まず、『梁書』と『陳書』には烈女の項目は無いが、『梁書』卷四十七「孝行伝」に一人が立伝されている。⁸『晋書』「列女伝」¹⁰に三十四人、『隋書』列女伝に十五人、『北史』に三十四人、『南史』孝義伝上に十三人、孝義伝下には二人が立伝されている。「列女伝」については、『宋書』と『南齊書』のように、同時代に編纂されていても項目の有無があること、『南齊書』・『陳書』・『北齊書』・『周書』のように伝 자체が無いこと、加えて「列女伝」として独立した項目を立てるか、他伝に組み込むかと、いう編纂姿勢の違いがある。しかし、唐代に編纂された『晋書』以降の正史では、『旧五代史』と『新五代史』を除けば、「列女伝」の項目が必ず立てられるようになる¹²が、烈女に関する伝が設けられた。

「列女伝」の内容に着目すると、『後漢書』「列女伝」の序文において范曄が、

詩書の女徳を言うこと尚し。夫の賢妃国君の政を助け、哲婦家人の道を隆んにし、高士清淳の風を弘め、貞女明白の節を亮らかにするが若きは、則ち其の徽美未だ殊ならざるも、而れども世典は咸な漏らしたり。故に中興自り以後、其の成事を綜べ、述べて列女篇を為る。馬、鄧、梁后の如きは別に前紀に見え、梁嬪、李姫は各おの家伝に附し、斯の若きの類は、並びに兼ねて書かず。余は但だ才行の尤だ高秀なる者を搜次し、必ずしも専ら一操に在らざるのみ。¹³

詩書之言女徳尚矣。若夫賢妃助国君之政、哲婦隆家人之道、高士弘清淳之風、貞女亮明白之節、則其徽美未殊也、而世典咸漏焉。故自中興以後、綜其成事、述為列女篇。如馬、鄧、梁后別見前紀、梁嬪、李姫各附家伝、若斯之類、並不兼書。余但搜次才行尤高秀者、不必專在一操而已。

と述べている。また、『魏書』「列女伝」には、婦人の務めは織工や家事であるが、嫫母や塗山らのように、「乃ち明識列操、文弁兼該の若きは、声は閨庭自りし、号は列国に顯¹⁴」れた者を載せたとある。また、『晋書』列女伝の序に

は「既に婦則を昭らかにし、且つ母儀を擅に」した女性で、秦始年間から恭安年間までの「一操の称うべく、一芸の紀すべきは、咸皆撰録」して今に伝えたとある。¹⁵『隋書』「列女伝」には「婦人の徳は、溫柔に在ると雖も、節を立てて名を垂るるは、咸貞烈に資す。溫柔は仁の本なりて、貞烈は義の資なり。溫柔にあらざれば以て其の仁を成す無く、貞烈にあらざれば以て其の義を顯わす無し」¹⁶とある。このように、各正史の序文には仁・義や貞節・孝行に秀でた女性を立伝するという姿勢が示されている。また、正史の立伝箇所をみると、「列女」という項目が単独で立てられていくか、孝行に関する項目に組み込まれていることからも、いづれの正史もみな、儒教倫理に則つて称賛される女性を立伝している。

正史以外で、烈女について著した最初の書物としては前漢・劉向撰の『列女伝』¹⁷が挙げられ、先秦代から漢代に至るまでの女性の伝記を集めている。儒教の教化観に基づいて、女性の修養の為に作られ、母儀・賢明・仁智・貞順・節義・弁通・孽嬖の七部門からなり、后妃から庶民・貧家の婦女にいたるまで一百一人が立伝されている。その後、東晋・常璩撰『華陽国志』卷十「先賢士女讚」¹⁸や、後述する劉宋・劉義慶撰『世説新語』「賢媛篇」のように、女性に関する項目を立てた書物が編纂されていく。

そこで次に、『隋書』経籍志に沿つて、女性を対象とした著作について見てみると、史部雜伝の項目に、三国・魏の趙母が注を付した『列女伝』七巻や、高氏撰『列女伝』八巻、劉向の子・劉歆撰『列女伝頌』一巻、三国・魏の曹植撰『列女伝頌』一巻、同・繆襲撰『列女伝讚』一巻、項原撰『列女後伝』十巻、西晋・皇甫謐撰『列女伝』六巻、同・綦母遜撰『列女伝』七巻、撰者不詳『列女伝要録』三巻、西晋・杜預撰『女記』十巻、撰者不詳『美婦人伝』六巻、劉宋・虞通之撰『妬記』二巻の計十三書が唐代までに伝わっていた。撰者不詳の書も散見されるが、「七哀」詩を始め多くの詩歌を残した曹植や『帝王世紀』などの著作で知られる隱逸の士・皇甫謐など、一級の知識人達が女性

を対象とした専書を著しており、関心をもつっていたのである。

また、女訓書の類においても、子部儒家に、後漢・班固の妹班昭撰『女誠』一巻、撰者不詳として『女篇』一巻・『女鑑』一巻・『婦人訓誠集』十一巻・『娣姒訓』一巻・『貞順志』一巻の計六書が挙げられている。これら女訓書は、儒家の項目に記されていることからも、儒教倫理に沿った女性のあり方を説いている書物である。

しかし、これらの中には、現存せず書名のみ今に伝わっているものもある。そこで、散逸を免れた書籍の中から、五世紀前半に劉宋・劉義慶が撰した『世說新語』賢媛篇を取り上げる。賢媛篇では、魏・兩晉を中心に二十三人の女性を立伝している。賢媛篇については、山崎純一氏は、(『世說新語』は)儒家=礼教が理想とする賢母・賢妻・賢女達の言動の記録であり、彼女達の活動の前提には家門興隆という極めて儒家的意図をもつ賢女教育があり、文学活動の中にも儒家=儒教的なものが見られる¹⁹、としており、また、豊福健一氏は、『世說新語』と『晉書』列女伝を比較し、賢媛篇は「開放的で自由な、時には奔放な女性の話を中心に集め」ており、「思想的な観点からみると道家的なものへの傾斜を示している」²⁰としている。賢媛篇は、文字通り賢明な女性の伝記を集めた書であり、儒教倫理における賢妻を載せるとともに、家を守ることに尽力した女性達を記している²¹。このように、梁代までには、すでに『列女伝』を始めとして多くの「列女伝」や女訓書が著されていたのである。

最後に、道教における女性の伝記は、東晋・葛洪撰『神仙伝』に、太玄女や樊夫人・程偉の妻らが立伝されており、『神仙伝』以前では、後漢代以降に成立した『列仙伝』に江妃二女・鉤翼夫人らを立伝している。しかし、多くは女仙であって、鉤翼夫人のような実在の女性は少ない。專傳された女性としては、魏華存の伝記として『南岳夫人伝』²²があるのみで、出家女性のみの書が著されるることはなかつた。

第二節 『比丘尼伝』の撰述動機

後漢代以降、女性に関する書が著されるなかで、梁代になると、仏教者側から宝唱によって『比丘尼伝』が撰述される。「はじめに」で述べたように、梁代は尼僧の活動が盛んであり、『比丘尼伝』にも、宮中と繋がりのある尼僧を多数立伝しており、例えば、「天監三年に、勅せられて見えるに輿に乗りて内殿に至るを聴」（大正五〇・九四五中）された淨秀尼や衡陽王・蕭元簡が「請いて母師と為」（同・九四八上）した法宣尼（四三四〇・五一六）がいる。

しかしその反面、宮中に出入りする尼僧の中には、仏教者としての姿とかけ離れた者も出てきた。²³ 例えば、王国寺の法靜尼のように、劉宋・文帝を廢して彭城王劉義康の擁立を謀った事件に関与した者が挙げられる。²⁴ 法靜尼は劉義康や孔熙先と親交があり、謀反を持ちかけられて応じた際に、「法靜尼は南上し、（孔）熙先是婢の採藻を遣わして之に隨わしめ、付するに牋書を以てし、図讖を陳説」して、皇帝交代の予言を言い回ったのである。²⁵ 後漢以降、革命の際には自らの正当性を示すために、しばしば図讖などの予言書が出回り広まつていくことがあるが、ここではその重要な役を法靜尼が担っていたのである。

このような風紀の乱れを宝唱自身が感じていたのか、『比丘尼伝』序には、

昔、大覺羅衛に応じ、仏日闇浮に顯われて、三界帰依し、四生向慕す。比丘尼の興発は、愛道を源とす。地に登り果を証するものは、仍お世よ絶えず、之を法藏に列するに、日に天を経るが如し。拘戸に影を滅^けし、双樹に跡を匿してより、歲暦蟬聯して、陵夷訛^そ紊す。是に於て時澆くして信・謗あり、人或いは存・亡す。微言興りて復た廢するは、不肖之を亂せばなり。正法替^たれて復た隆なるは、賢達之を維^いげばなり。

(大正五〇・九三四中)

昔大覚應乎羅衛、仏日顯於閻浮、三界帰依、四生向慕。比丘尼之興發、源於愛道。²⁶ 登地証果、仍世不絕、列之法藏、如日經天。自拘尸滅影、双樹匿跡、歲曆蟬聯、陵夷訛紊。於是時澆信・謗、人或存・亡。微言興而復廢者、不肖亂之也、正法替而復隆者、賢達維之也。

と記している。大愛道（マハーブラジャーパティー）が最初の尼僧となつて以来、仏地に登り仏果を証するものが代々絶えることなく現れてきたが、釈尊の入滅後、時間をかけて末法へ向かう中で、大愛道以来堅持してきた尼僧としての有り様が、衰え失われ、乱れていったのである。

同様のことを戒律の方面から唐・道宣が指摘しており、『四分律比丘尼鈔』序²⁷に、

時に愛道一人、舍夷五百有り。宿に芳因を樹てて、嘉声遠く著われ、深く業果を明かにして、妙く苦空に達す。迺ち能く生死を厭惡し、家法を呵毀し、尊親に憑仗し、仏に請いて度さんことを求む。蓋し大聖玄鑑もて、自行の功有るも、闕きて弘伝の利無きを知る。故に逆め内心に止め、將に外結を生ぜんとするを恐る。姨母は情道門を樂い、福田の服を愛重し、自ら髪容を毀ち、祇桓の室に瞻恋す。殷勤に三たび請い、仏は遂に之を許して、正法は理合に千年なるべきも、尼を度せば其れ五百を減ぜんとす。阿難は憂泣し、度して出家せしめんことを請う。仏は八敬を遵崇し、三尊に虔奉せしめ、愛道は聞持し、正法墜ちず。如來跡を晦まし、慧日は暉きを潛すに泊び、女人の戒徳、漸く將に訛替せんとす。縁に逢いて障りを起し、境より解かれんとして迷いを生じ、遂に明暗途を異にし、昇沈趣を殊にする有り。故に知んぬ、海に浮び囊を棄つるは、巨壑終に渡り難しと為し、途を涉り足を毀つは、長路実に行き易からずと。若し精観護持するに非ずんば、戒品は理として牢固なり難し。

（新纂大日本正統藏經四〇・七〇六上）

時有愛道一人、舍夷五百、宿樹芳因、嘉声遠著、深明業果、妙達苦空。迺能厭惡生死、訶毀家法、憑仗尊親、請仏求度。蓋大聖玄鑑、知有自行之功、闕無弘伝之利。故逆止於内心、恐將生於外結。姨母情樂道門、愛重福田之服、自毀髮容、瞻恋祇桓之室。殷勤三請、仏遂許之、正法理合千年、度尼滅其五百。²⁸阿難憂泣、請度出家。仏令遵崇八敬、虔奉三尊、愛道聞持、正法弗墜。洎如來晦跡、慧日潛暉、女人戒德、漸將訛替。逢緣起障、解境生迷、遂有明暗異途、昇沈殊趣。故知、浮海葉囊³⁰、巨壑終為難渡、涉途毀足³¹、長路實不易行。若非精覩護持、戒品理難牢固。

と記している。戒律については、西晋以降の尼僧の増加に伴い、後述の様な問題が浮上しており、道宣も『四分律比丘尼鈔』序文において、比丘尼戒が次第に衰えていくことに警鐘を鳴らしている。このように、時が経つにつれて、尼僧としての有り様や戒律の面からも風紀の荒廃が指摘されるようになる。

受戒作法³²について見て行くと、劉宋代に整備が進められるが、その經緯については『高僧伝』卷三・求那跋摩伝に詳しく述べられる。

時に影福寺尼慧果、淨音等は、共に（求那）跋摩に請いて云く、去る（元嘉）六年（四二九）、師子國の八尼有りて京に至る。云く、宋地先に未だ経て尼有らず、那ぞ二衆受戒するを得んや。恐らくは戒品全からずと。跋摩云く、戒法は本大僧衆に在りて發す。設し本事あらざれども、戒を得るを妨ぐる無きこと、愛道の縁の如しと。諸尼は又た年月の満たざるを恐れ、苦に更めて受けんと欲す。跋摩称えて云く、善きかな。苟しくも明を増さんと欲すれば、甚だ助けて隨喜せん。但西国の尼、年臘未だ登らず、又た十人満たざるのみ。且く宋語を学ばしめんと。別に西域の居士に因りて、更に外国の尼を請いて、來たらしめて十数を足満す。

時影福寺尼慧果、淨音等、共請跋摩云、去六年、有師子國八尼至京。云、宋地先未經有尼、那得二衆受戒、恐戒品不全。跋摩云、戒法本在大僧衆發。設不本事、無妨得戒、如愛道之縁。諸尼又恐年月不滿、苦欲更受。跋摩称云、善哉。苟欲增明、甚助隨喜。但西國尼、年臘未登、又十人不滿。且令學宋語。別因西域居士、更請外國尼、來足滿十數。

とある。重受戒を求める慧果尼らに対し、求那跋摩は大愛道を例にして、比丘尼戒は比丘衆から生まれたものであるから、比丘から受戒をしても正式な受戒である、と言つて論した。ただ、スリランカの尼僧から、劉宋朝に外国の尼僧はおらず、二衆受戒が不可能であると言われたことから、彼に重受戒を請うたのである。しかし、重受戒の際に年臘や人数、言語などの問題が出てきた。ここでいう年臘とは授戒に必要な尼僧の年数であり、通常は二十歳で受戒をし、そこから十年を経ないと授戒が出来ないとされている。スリランカの尼僧の中には二十歳代の者もいたと思われ、また、受戒は三師七証のように十人を必要とするが、年臘などの関係で外国の尼僧が十人に満たなかつたのである。加えて、授戒の際には戒師は受戒者との問答をしなければならず、そのために宋語を学ぶ必要があつた。そうして、元嘉十年（四三三）に竺難提が同じスリランカから鉄薩羅ら十一人の尼僧を連れて至り、受戒の体制が整うと、急死した求那跋摩に代わり僧伽跋摩によつて、南林寺の戒壇³³で受戒が行われた。そして、この後、尼僧の受戒は二衆受戒が正式な受戒法として認められ、広く行われていつたのである。

しかし、元徽二年（四七四）に尼僧の重受戒が問題となる。これについては、『比丘尼伝』卷二・宝賢尼伝に、

元徽二年に、法穎律師は、晋興寺に於て、十誦律を開く。穎其の日、十余の尼有り、因つて下講し重ねて戒を受けることを欲す。（宝）賢は乃ち僧局に遣わし、命を齋して講座に到り、木を鳴らして諸尼に宣令し、輒ち復た重ねて戒を受くるを得ざらしむ。若し年歲未だ満たざるに審らかなる者は、其の師先ず心に衆を集めて懺悔し

竟るべし。然る後に僧局に到り、僧局許可し、人の監檢を請い、方に受くるを得るのみ。若し違拒する有らば、即ち擯斥を加う。茲れ因り已後、矯競暫く息む。

（大正五〇・九四一上）

元徽二年、法穎律師、於晋興寺、開十誦律。穎其日有十余尼、因下講欲重受戒。賢乃遣僧局、齋命到講座、鳴木宣令諸尼、不得輒復重受戒。若年歲審未滿者、其師先應集衆懺悔竟、然後到僧局、僧局許可、請人監檢、方得受耳。若有違拒、即加擯斥。因茲已後、矯競暫息。

とある。法穎は大明年間（四五七～六四）に『十誦律比丘戒本』一卷を、泰始年間（四六五～七一）に『十誦比丘尼戒本』³⁴一卷を訳出しており、十誦律に精通していた僧であつた。南林寺において受戒が行われてから僧局の許可制になるまでの四十一年の間に多くの尼僧が重受戒をし、それによつて様々な弊害が生じてきた結果、僧局の監視下におかれることとなつたのである。これについて塚本善隆〔一九七五〕や竺沙雅章〔一九八九〕は、重受戒によつて戒制が乱れ、授戒による律師の蓄財を防止するために、僧局による許可制にしたと指摘している。二衆受戒や重受戒の問題を受けて、『比丘尼伝』では、一衆受戒の淨檢尼³⁵を尼僧の最初に据えている。三師七証の二衆受戒をしなかつた尼僧の不安を解消し、また、その師が正式な尼僧であることを示す狙いがあつたと思われる。

『比丘尼伝』では淨檢尼を尼僧の最初と位置付けているが、『破邪論』巻上・武徳五年正月十二日濟法寺沙門釈法琳啓に、

漢法本内伝に云く、……時に司空陽城侯劉善峻、官人民庶及び婦女等は、心を発して出家す。四岳諸山の道士呂惠通等、六百二十人出家し、五品已上のもの九十三人出家し、九品已上の鎮遠將軍姜苟兒等一百七十五人出家し、京都治下の民、張子尚等二百七十人出家し、（後漢）明帝の後宮の陰夫人王婕妤等一百九十人出家し、京都の婦女阿潘等一百二十一人出家す。十六日に、帝は大臣文武数百人と共に、出家者と与に剃髪す。日日供を設け、

夜夜 灯を燃し、種種の伎楽を作す。三十日に至るころ比おい、法衣瓶鉢は、悉く皆施し訖る。即ち十寺を立てて、城外に七寺、城内に三寺なり。七寺に僧を安んじ、三寺に尼を安ず。漢の仏法、此従り興る。

(大正五一・四八〇中)

漢法本内伝云、……時司空陽城侯劉善峻、官人民庶及婦女等、發心出家。四岳諸山道士呂惠通等、六百二十人出家、五品已上九十三人出家、九品已上鎮遠將軍姜苟兒等一百七十五人出家、京都治下民、張子尚等二百七十一人出家、明帝後宮陰夫人王婕妤等一百九十人出家、京都婦女阿潘等一百二十一人出家。十六日、帝共大臣文武數百人、与出家者剃髪。日日設供、夜夜燃灯、作種種伎樂。比至三十日、法衣瓶鉢、悉皆施訖。即立十寺、城外七寺、城内三寺。七寺安僧、三寺安尼。漢之仏法、從此興焉。

とある。³⁶隋代以降では、明帝の時に、劉峻らと出家した後宮の陰夫人や王婕妤、阿潘らを尼僧の最初としており、その様相を異にする。ここに引用されている『漢法本内伝』については、道宣が「此の伝の近出なるを疑う」(『広弘明集』卷一(大正五二・九九中))と指摘するよう、すでに偽作の疑いが生じていた。成立年については、吉岡義豊氏³⁷は四身説・五種涅槃説や『漢法本内伝』の内容から、仏教のみならず道教にも精通した「法琳、道宣の線上にある人物によって、大業十年(六一四)ごろから武德四(六一二)、五年ごろ」に作られたと指摘している。近年、米田健志氏³⁸により「道教の教団的組織と多数道教經典の列挙、仏教教理への明帝のあまりに深すぎる理解、官僚の位階を示すのに漢代の官秩ではなく後世の官品を用いている、など時代背景にそぐわぬその内容からみて、明らかに後世の偽作であり史実を記録したものではない」とし、「上元放壇、明帝の剃髪、鐘山の盜賊などの記述から、隋の開皇九年(五八九)から隋末までの成立と比定しつつ、『漢法本内伝』偽作は、隋朝における道仏二教の融和政策のもと、仏教の相対的な優位を示そうとの意図から」行われたとの指摘がなされている。以上、二氏の指摘から、仏教の正当

性を主張する存在として陰夫人らを最初の尼僧としたことが分かる。だが、これは言い換えるなら、尼僧が正統性の根拠として利用されるまでになつたことを示唆している。

第三節 『比丘尼伝』の立伝姿勢

つぎに、『比丘尼伝』の構成について見ていく。全体の構成は、それぞれ晋・劉宋・南齊・梁の四巻から成る。これは、撰者の宝唱が著した『名僧伝』が項目別で構成されているのと異なる。また、王朝別の形を採つてはいるものの、尼僧の活動した王朝ごとに分類しているのではなく、逝去した王朝別に分類している。例えば、卷四に立伝されている尼僧は、活動した時期は劉宋や南齊に跨る者が多く、梁王朝との関係が記されているのは、詔勅により輿に乗つて参内することを許された淨秀尼（大正五〇・九四五中）や前述の法宣尼の二例である。³⁹

『比丘尼伝』の内容について詳しくみてみると、『比丘尼伝』の序文に、

像法東流してより、淨檢を首と為し、綿載数百、碩德 係り興る。善妙 淨珪は、苦行の節を窮め、法弁 僧果は、禪觀の妙を尽す。僧端 僧基の立志貞固、妙相 法全の弘震曠遠の若きに至りては、此の若きの流、往往にして間出す。並に淵深岳時、金声玉振、實に惟れ叔葉の貞幹、季緒の四依なり。而れども年代推移して、清規稍く遠く、英風將に千載に範らんとして、志業未だ方冊に集めず。毎に慨歎を懷くこと、其の歳久し。始めて乃ち博く碑頌を取り、広く記集を搜し、或いは之を博聞に訊ね、或いは之を故老に訪ぬ。始終を誼序し、之が為に伝を立つ。

晋の升平より起こし、梁の天監に訖^{およ}ぶまで、凡そ六十五人なり。

(大正五〇・九三四中)

像法東流、淨檢為首、綿載數百、碩德係興。善妙淨珪、窮苦行之節、法弁僧果、尽禪觀之妙。至若僧端僧基之立志貞固、妙相法全之弘震曠遠、若此之流、往往間出。並淵深岳時、金声玉振、實惟叔葉之貞幹、季緒之四依也。而年代推移、清規稍遠、英風將範於千載、志業未集乎方冊。每懷慨歎、其歲久矣。始乃博採碑頌、廣搜記集、或訊之博聞、或訪之故老。詮序始終、為之立伝。起晉升平、訖梁天監、凡六十五人。

とある。『比丘尼伝』には、善妙尼（～四四二）や淨珪尼のように捨身行や苦行をした者、法弁尼（～四六三）や僧果尼（四〇八～）のように禪觀修行をした者、僧端尼や僧基尼のように志を仏道に立てて堅持した者、妙相尼や法全尼（四一二～九四）のように教化し弘めた者など、東晋から梁にいたるまで、仏道に身を投じた六十五人の尼僧が立伝されている。⁴⁰ その他に、皇帝や高官から尊崇を受け寺院を建立された者や、政治に影響力をもつた者など、幅広く尼僧を立伝している。

この六十五人の中には、道容尼（『法苑珠林』卷四十二・愛請篇）や慧玉尼（『法苑珠林』卷十六・敬仏篇）・慧木尼（『法苑珠林』卷十五・同篇）のように、劉宋・王琰撰『冥祥記』に記載のある尼僧もおり、『比丘尼伝』は神異的な者も記載している。『冥祥記』は『比丘尼伝』と同一内容が見られる一方で、道容尼については、『冥祥記』が「何許の人なるかを知らず」とするのに対し、『比丘尼伝』では「歴陽の人」としており、後にできた『比丘尼伝』で詳述している事例がみられる。

家柄について見てみると、附伝を除く六十五人のうち、十人が夫や父、祖先が官職に就いている者の妻や娘であり、大半の尼僧は姓や出身地は分かるものの、それ以外については不明な者が多い。⁴¹ しかし、出自が不明の尼僧の中にも、皇帝や皇后、高官と親しく交わる者もいたことから、中には身分の高い家柄の女性もいたのではないかと思われる。

これに対し、梁代以前に成立した『後漢書』列女伝と『世説新語』賢媛篇は身分が判明している点で大きく異なるのである。『後漢書』列女伝では、十七人のうち、十二人は高位高官を始めとする士人の妻または娘、一人はその土地の有力者の妻、二人は隠逸の士や巫祝の妻や娘、不明は一人のみであり、官僚を中心とした様々な身分の女性達を立伝している（章末【表五】を参照）。また、『世説新語』賢媛篇では二十四人のうち、二十一人は士人の妻や娘、三人は後宮の女性である（章末【表六】を参照）。『後漢書』とは違い、一概に士人といつても大多数が高位高官であり、女性は官吏の妻や後宮の女性であり、一定の社会的地位のある女性達が立伝されている。

また、『比丘尼伝』には青園寺の僧法尼のように「十一部の經典を誦出した者」や王國寺の法靜尼のように反乱に加担した者らを始め、名は知られているが仏教者として逸脱している者は載せていない。加えて、『冥祥記』に出てくる東晉・桓温に王朝篡奪を思い止めさせた尼僧も立伝されていない。他方、仏道修行や自身の往生を願い自らの体に火をつける衆生濟度により、人々を信仰に向かわせた尼僧などを記述していることから、仏教興隆に大きな役割を果たした尼僧を立伝している。これは、仏教と基督教という違いはあるが、称賛される女性を立伝しているという点では、基督教における貞節を保ち、孝行を尽くした烈女を記した、『列女伝』や『後漢書』「列女伝」、「世説新語」「賢媛篇」などと同じ姿勢で書かれたものといえる。

『比丘尼伝』には、支妙音尼のように、腐敗した政権と癒着して人事にも介入した尼僧も立伝されており、宮川尚志氏は「東晉末の政局に活躍し栄華を極め仏教のだらぐの因となつた」と指摘している。慧皎が『高僧伝』卷十四・序録において、

前代より撰する所は、多く名僧と曰う。然れども名なる者は本より実の賓なり。若し実行われ光を潜むれば、則ち高けれども名あらず。徳寡くして時に適えば、則ち名あるも高からず。名あるも高からざれば、本より紀す所

にあらず。高けれども名あらざれば、則ち今録に備う。

(大正五〇・四一九上)

自前代所撰、多曰名僧。然名者本実之賓也。若实行潜光、則高而不名。寡德適時、則名而不高。名而不高、本非所紀。高而不名、則備今録。

と記し、『名僧伝』を批判している。『名僧伝』と同じ姿勢で書いていいるとすれば、支妙音尼を立伝している『比丘尼伝』は名声だけの尼僧を立伝しているともいえる。しかし、支妙音尼は、「幼くして道に志し、京華に居処す。博く内外を学び、善く文章を為」(大正五〇・九三六下)り、高い教養と才能によつて多くの士人達と交流をもつた尼僧であることから、彼らに仏教を弘めた点を『比丘尼伝』は評価していると考えられる。このように、立伝姿勢については、『後漢書』や『世説新語』は、儒教倫理などに照らし合わせて、称賛される女性を立伝しているのに対し、『比丘尼伝』は仏教者として仏道修行や弘道などに秀でて称賛される人物を立伝している。

おわりに

このように見てくると、劉宋代に『後漢書』「列女伝」や『世説新語』「賢媛篇」が立てられるなど、女性の伝記集が記されるようになり、これ以後、烈女に関する書が著されるようになっていく。それまで、儒教倫理に照らし合わせて称賛されるべき貞節や舅姑への孝行など儒教理念にそつた女性に関する著述がなされてきた背景から、梁代に入ると宝唱によつて『比丘尼伝』が編纂されるにいたる。『後漢書』成立より八十年以上後に、宝唱は仏教において

称賛されるべき女性を記した『比丘尼伝』を誕生させたのである。それはまた、時代の流れを受けた結果と考えられる。しかし一方で、出家女性を記録するという観点から見ると、道教では『南岳夫人伝』の單一人物の伝記のみに過ぎず、複数の出家女性を集めた伝記としては仏教の『比丘尼伝』のみにとどまる。

劉宋代までに比丘尼の受戒作法が確立されていく。梁代までの戒律の翻訳状況について、僧祐の『出三藏記集』を見てみると、梁代に至るまでに比丘尼戒に関する律典がいくつか翻訳されている。例えば、僧純によって西域の拘夷国から齋され、竺仏念や曇摩持、慧常によつて訳出された『比丘尼大戒』や、梁の天監三年（五〇四）に僧盛が撰述した四分律系の戒本である『教戒比丘尼法』が挙げられ、以後も比丘尼戒の翻訳や整備が進められるようになる。

だが、時代を経ることに、尼僧教団の風紀の乱れや重受戒の問題など、様々な弊害も生じてきた。宝唱自身、『続高僧伝』卷一・宝唱伝に「⁴⁶士俗を開悟せんことを惟い、要ず通濟を以て先と為す」（大正五〇・四二六中）様な人物であるから、俗世の権力と関わりをもつようになり、衆生済度からかけ離れた姿となってきたことに危機感を懷いたであろう。それゆえ、『比丘尼伝』の序文に「微言 興りて復た廢するは、不肖 之を亂せばなり。正法 替れて復た隆んなるは、賢達 之を維げばなり」と記しており、仏法に賢明通達なる尼僧達によつて正法を堅固に維持していく重要性を説くとともに、この書を著すことによつて、仏道修行の手本となるべき尼僧を示し、本来の尼僧の有り様を伝えようとしたのである。

なお、『比丘尼伝』以降の尼伝についてみてみると、尼僧だけを立伝した書は中華民国・震華撰『続比丘尼伝』まで無い。しかし、その間にも、『続高僧伝』に、道尼（卷一・法泰伝）や神尼（卷一十六・道密伝）・智曠尼（同・智揆伝）など附伝ではあるが、当時の尼僧の活動を知ることができ、また石刻資料⁴⁷からも当時の状況を窺うことができるのである。

註

¹ 『名僧伝』については、牧田諦亮〔二〇一五〕や、桐谷征一〔一九七四〕、船山徹「訳者解説」（釈慧皎著 吉川忠夫・船山徹訳〔二〇〇九〕）、劉飄〔二〇〇九〕第一章第四節「『名僧傳』成書時間考」を参照。

² 『経律異相』については、大内文雄〔二〇一三b〕を参照。

³ 『比丘尼伝』卷一・僧果尼伝「請僧伽跋摩、於南林寺壇界、次第重受三百餘人。」（大正五〇・九三九下）

⁴ 近年では劉飄〔二〇〇九〕が挙げられる。

⁵ 下見隆雄〔一九八九〕十八頁。

⁶ 立伝数については、附伝された女性の数も含む。

⁷ 徐元の妻許氏は夫の死後、貞節を守つて再婚せず、義父の徐季に孝行した。（『宋書』卷九十一・孝義篇・孫棘伝附伝より）

⁸ 『梁書』には宛陵の娘は虎に咥えられた母を助けた後に絶命した（『梁書』卷四十七・孝行篇・滕疊恭伝附伝）という記載はあるが、『陳書』には烈女に関する記録はない。

⁹ 『晋書』列女伝については、下見隆雄〔一九九四b〕を参照。

¹⁰ 『北史』の三十四人中、『魏書』と重複しているのは十七人、『隋書』では十五人、『北史』のみに見られるのは西魏

の孫道温の妻趙氏と孫神の妻陳氏人の二人である。

11 『南史』の十五人中、『宋書』と重複しているのは二人、『梁書』では一人、『南史』のみに見られるのは十三人である。

12 唐代以降に成立した「列女伝」については、卒業論文抄録として滑友彰〔二〇一二〕にまとまっている。
 13 訓読をするに際し、吉川忠夫〔二〇〇一〕を参考にした。

14 『魏書』卷九十二・序「夫婦人之事、存於織紝組紩、酒漿醯醢而已。至如媒訓軒宮、娥成舜業、塗山三母、克昌二邦、殆非匹婦之謂也。若乃明識列操、文弁兼該、声自閨庭、号顯列國。子政（劉向）集之於前、元凱（杜預）編之於後、隨時綴錄、代不乏人。今書魏世可知者、為列女伝。」

15 『晋書』卷九十六・列女伝・序「既昭婦則、且擅母儀……故上從泰始、下迄恭安、一操可稱、一芸可紀、咸皆撰錄、為之伝云。」

16 『隋書』卷八十・列女伝・序「婦人之德、雖在於溫柔、立節垂名、咸資於貞烈。溫柔仁之本也、貞烈義之資也。非溫柔無以成其仁、非貞烈無以顯其義。」

17 『列女伝』については、下見隆雄著〔一九八九〕を参照。

18 『華陽國志』中の烈女については、下見隆雄〔一九九四a〕・〔二〇〇九〕を参照。

19 山崎純一〔一九九七〕四十四頁。

20 豊福健一〔一九七六〕二八九頁。

21 例えれば、秦末に王になるのを止めた陳嬰の母や、夫許允や子供が危機に直面した際に的確な助言を与えた妻、陶侃の出世を支えた母の湛氏などが挙げられる。

22

『南岳夫人伝』については、『真誥』卷十九に収められている。また、『隋書』卷三十三・經籍志二・史部雜伝に「南岳夫人内伝一卷」とある。なお、南岳魏夫人やその信仰については愛宕元「一九九八」を参照。

23

東晋代でも、簡靜寺寺主の支妙音尼が、孝武帝や司馬道子からの敬信を背景にして、桓玄の依頼により、孝武帝に殷仲堪を推举するなど、朝廷内で権勢を振るつてゐる。

24

法静尼がこの事件に関与した背景には、劉義康の仏法への帰依がある。『高僧伝』卷三・僧伽跋摩伝に「彭城王義康、崇其戒範、広設斎供。四衆殷盛、傾于京邑。」(大正五〇・三四二中)とあり、後述する尼僧受戒の戒師となつた僧伽跋摩の戒範を尊崇して斎を設けてゐることは興味深い。

『宋書』卷六十九・范曄傳「又有王國寺法靜尼、亦出入義康家內。皆感激旧恩、規相拯拔、並与熙先往來。使法略罷道、本姓孫、改名景玄、以為藏質寧遠參軍。熙先善於治病、兼能診脈。法靜尼妹夫許耀、領隊在台、宿衛殿省。嘗有病、因法靜尼、就熙先乞治、為合湯一劑、耀疾即損。耀自往酬謝、因成周旋。熙先以耀膽幹可施、深相待結、因告逆謀、耀許為內應。予章胡遵世、藩之子也、與法略甚款、亦密相酬和。法靜尼南上、熙先遣婢採藻隨之、付以牋書、陳說図讖。法靜還、義康餉熙先銅匕、銅鑷、袍段、棋匱等物。熙先慮事泄、酙採藻殺之。」

25

【愛道】摩訶波闍波提(マハーブラジャーバティー)のこと。釈尊の叔母であり、乳母。比丘尼となつた最初の女性。大愛道の出家については『四分律』卷四十八・比丘尼捷度第十七(大正二三・九二二下～三下)を参照。

道宣の序文の構成については戸次顕彰氏は、「戒律の功德や釈尊の業績を讚えつつ、時代の変化にともなつて仏法が少しく誤つた方向に向かつていることを嘆いてゐる。……釈尊の時代から後の時代、あるいはインドから中国へというように時代とともに衰えていることを指摘する書き出しは道宣の他の戒律関係著作の序にも見られ、定型的なパターンとなつてゐる」(一〇一四)(六十四頁)と指摘している。筆者が担当した『四分律比丘尼鈔』序の全文

の釈文・訓読・訳文については、大内文雄編〔二〇一三〕を参照。

【正法理合千年、度尼滅其五百】『中本起経』卷二八・中阿含林品瞿曇弥經第十「阿難、若女人不得於此正法、律中、至信、捨家、無家、學道者、正法當住千年。今失五百歲、余有五百年。」（大正一・六〇七中）

【解境生迷】『続高僧伝』卷二十九・興福篇・論「豈得心用浮動、触境增迷、妄計為道。」（大正五〇・七〇〇中）

【浮海棄囊】北涼・曇無讖訳『大般涅槃経』卷十一・聖行品第七之一「譬如有人、帶持浮囊、欲渡大海。爾時海中、有一羅刹。即從其人、乞索浮囊。其人聞已、即作是念、我今若与、必定沒死。答言、羅刹、汝寧殺我、浮囊叵得。……菩薩摩訶薩護持禁戒、亦復如是、如彼渡人、護惜浮囊。」（大正十二・四三二中）隋・慧遠述『涅槃義記』卷五「広中先舉浮囊之譬。人喻菩薩、浮囊喻戒、海喻生死、羅刹喻於諸煩惱心、欲得破戒、怪而不与、喻持戒心。」（大正三七・七三〇中）

【毀足】『四分律比丘戒本』序「譬如人毀足、不堪有所涉、毀戒亦如是、不得生天人。欲得生天上、若生人間者、常當護戒足、勿令有毀損。」（大正二二・一〇一五中）

32 尼僧の戒律については、主に塚本善隆〔一九七九〕・竺沙雅章〔一九八九〕・船山徹〔一九九五〕・平川彰〔一九九八〕・楊孝蓉〔一九九八〕・唐嘉〔二〇一一〕などを参照。特に、吉川忠夫・船山徹〔一〇〇九〕の求那跋摩伝の該当箇所には詳細な註が付されている。

33 南林寺の受戒については、横超慧日〔一九七九〕と竺沙雅章〔一九八九〕を参照。

34 『歴代三宝紀』卷十「十誦律比丘戒本一卷（大明年出）。十誦律比丘尼戒本一卷（太始年出）。十誦律羯磨雜事并要用一卷（太始年出）右三部合三卷。明皇帝世、律師釈法穎、於楊都長干寺、依律撰出。」（大正四九・九三下）
『比丘尼伝』の序文に「像法東流、淨檢為首。」（大正五〇・九三四中）とあり、また、同卷一・淨檢尼伝に「晋咸

康中、沙門僧建、於月支国、得僧祇尼羯磨及戒本。升平元年二月八日、洛陽請外国沙門曇摩羯多、為立戒壇。晋沙門釈道場、以戒因緣經為難、云其法不成、因浮舟于泗、檢等四人同壇上、從大僧以受具戒。晋土有比丘尼、亦檢為始也。」（同・九三四下）、同卷二・寶賢傳に「初晋興平中、淨檢尼是比丘尼之始也。初受具戒、指從大僧。」（同・九四一上）とある。宝唱は序文と淨檢尼伝の三箇所で淨檢尼を中国最初の尼僧と記している。他に、『大宋僧史略』卷下・尼附に「晋代有尼、淨檢、此方女人得戒之上首也。」（大正五四・一二五三中）と言及している。

³⁶ 漢法本内伝の当該箇所は、出家人数に相違があるものの、『破邪論』の他に、『廣弘明集』卷一・帰正篇第一・漢顯宗開仏化法本伝三（大正五二・九九中）や『大宋僧史略』卷上・東夏出家（大正五四・一二三七下）にも引用されていいる。

吉岡義豊「一九五九」。

米田健志「二〇〇七」一一九頁・一三五頁。

³⁹ 『比丘尼伝』卷四・釈法宣尼「梁衡陽王元簡到郡、請為母師。」（大正五〇・九四八上）その他、梁代での活動が記載されているのは、僧述尼（四四二～五一五）や淨行尼（四四四～五〇九）である。淨行尼については「晚節は禪觀を好み、菜食精苦す。皇帝は之を聞き、雅に相歎賞す。」（同五〇・九四七上）とあり、この皇帝は梁・武帝を指すと思われる。

⁴⁰ 釈宝唱著・王孺童校註「二〇〇六」に、王孺童氏が立伝されている尼僧を『名僧伝』の項目に基づいて分けている。⁴¹ 六十五人の内訳は、出自が分かる者は五十五人、本貫のみ分かる者は五人、いずれも不明の者は五人である。⁴² 『出三藏記集』卷五・新集安公注經及雜經志錄第四を始めとして、『歷代三寶紀』や『貞元新定釈教目録』などに記されている僧法尼がそれにあたる。青園寺に住していた僧法尼は、九歳から十六歳で没するまでの七年の間に

『宝頂經』や『淨土經』など二十一の經典、全三十五卷を誦出し、都の人々にも知られた存在であり、梁・武帝に謁見の後、十六歳で死去した。僧法尼の訳出した經典については僧祐が『出三藏記集』卷五・新集安公注經及雜經志錄第四のなかで「僧法尼所誦出經入疑錄。……祐既收集正典、檢括異聞、事接耳目、就求省視。其家秘隱、不以見示。唯得妙音師子吼經三卷、以備疑經之錄。……推尋往古、不無此事。但義非金口、又無師訳、取捨兼懷、故附之疑例。」(大正五五・四〇中)と記しており、疑經の類としている。また、僧法尼については、方広錠〔二〇〇三〕や船山徹〔二〇一三〕第五章「偽作經典の出現」を参照。

これについては、『法苑珠林』卷三十三・興福篇・感應縁や『晉書』卷九十八・桓溫伝を参照。

⁴⁴ 燃身行については、善妙尼(『比丘尼伝』卷二・善妙尼伝「至四月八日夜半、以布自纏、而燒其身。火已親頂：
……」(大正五〇・九三九中))や道綜尼(同・道綜尼伝「以宋大明七年三日十五日夜、自練油火、閔頬既然、耳目
就毀、誦詠不輟。道俗咨嗟、魔正同駭、率土聞風、皆發菩提心。」(同・九四〇下))、慧耀尼(同・慧耀尼伝「至昇
明元年、於寺燒身、火來至面、誦經不輟」(同・九四一中))、曇勇尼(同・卷三・曇勇尼伝「永元三年二月十五日
夜、積薪自燒、以身供養。當時聞見、咸發道心。共聚遺燼、以立墳刹云」(同・九四四中))などの例がある。
⁴⁵ 宮川尚志〔一九六九〕三三二二頁。

⁴⁶ 大正藏は「士」としているが、宋本・元本・明本・宮本から「士」に改める。
⁴⁷ 石刻史料を用いた研究は、松浦典弘〔二〇〇七〕・〔二〇一五〕を参照。

【表五】『後漢書』「列女伝」に立伝されている女性の家柄

家柄	女性（家族関係）
士人	司隸校尉鮑宣の妻（桓氏の娘）、江陽令姜詩の妻（龐盛の娘）、周郁の妻（田禾將軍・趙孝の娘）、班昭（曹寿の妻・班彪の娘）、安衆令程文矩の妻（汝南太守李法の姉）、呂榮（許升の妻・呂氏の娘）、司徒袁隗の妻（南陽太守馬融の娘）、劉長卿の妻（膠東令桓鸞の娘）、弘農太守皇甫規の妻、陰瑜の妻（朗中荀爽の娘）、叔先雄（県の功曹泥和の娘）、蔡琰（董祀の妻・侍中蔡邕の女）
土地の有力者	盛道の妻（趙氏の娘）
隱逸の士	王霸の妻
巫祝	曹娥（曹旰の娘）
不明	樂羊子之妻、龐涓の母

【表六】『世説新語』「賢媛篇」に立伝されている女性の家柄

家柄	女性（家族関係）
士人	【三国代以前】

上柱国陳嬰の母、趙姬（桐鄉令虞躉の妻）

后妃	
	【三国・魏】 領軍將軍許允の妻（衛尉卿阮共の娘）、南鄉侯王王凌の子王広の妻（征東大將軍諸葛誕の娘）、尚書王経の母
	【西晋】
	冀州刺史山濤の妻（韓氏の娘）、鍾琰之（司馬王渾の妻）、李婉（魯郡公賈充の妻）、汝南内歴史王湛の妻（洛陽太守郝普の娘）、平陽太守李重の娘、李絡秀（安東將軍周浚の妻）
后妃	【東晋】
	太尉陶侃の母（湛氏の娘）、揚州牧桓溫の妾（成漢皇帝李勢の妹）、右衛將軍庾友の子の妻（征西大將軍桓豁の娘）、太傅謝安の娘（晋陵太守劉耽の娘）、王女宗（車騎將軍桓沖の妻）、郗璿（右將軍王羲之の妻）、謝道韞（江州刺史王凝之の妻・左將軍謝玄の姉）、太常卿韓伯の母、中書侍郎郗超の妻（秘書監周闊の娘）
后妃	【三国代以前】
	王明君（元帝の后妃）、班婕妤（成帝の后妃）
	【三国・魏】
后妃	卞皇后（武帝の后妃）

第三章 尼僧の活動と仏教受容

はじめに

第一章・第二章で述べてきたように、北朝では皇后出家が行われ、南朝では『比丘尼伝』が編纂されるなど、南北朝期は、隋・唐时期に繋がる仏教隆盛の足懸かりとなつた時代である。五胡十六国時代では、後趙の石勒・石虎父子など仏教を信奉する皇帝が現れた。華北の群雄割拠を統一した北魏では、太武帝が廢仏政策を行つたものの、次の文成帝による石窟寺院の建立など仏教復興政策の推進によつて、再び仏教は盛んとなつた。

他方、南朝でも、東晋代に、皇族の簡文帝や孝武帝や司馬道子¹、皇后の褚皇后²や何皇后³、士人の何充など多くの者が仏法を信奉した。彼らはいずれも強力な権力や経済力を持つ人物であり、このような有力者達によつて尼寺建立や喜捨が行われたのである。また、律典の翻訳による戒律面の整備も進められ、東晋代は南朝において仏教が興隆していく端緒となつた。劉宋⁵の初代皇帝・武帝も大いに仏教を信奉した。塙本善隆⁶氏は、建国の際に仏教の力を借りることで道教徒の叛乱平定や桓玄討伐を成し遂げ、それにより頭角を現した武帝は、治者の地位を強化するために道教と対立する仏教に傾斜し好意をよせたとし、また長安遠征に従軍した慧義や長安において赫連勃勃の襲撃を受けた第二子・劉義真を守つた僧導の活躍も相まって仏教徒に深い信頼をよせたとしている。また、次の梁代においても二度の菩薩戒を受け四度の捨身行をした武帝がおり、これら仏教を信奉する皇帝達の下で、南朝でも仏教は大きく発展して

いつた。

第一節 南北朝期における尼僧に対する批判

東晋以降、尼僧の活動が活発化してくるが、それは、純粹な佛教者としての仏道修行のみならず支妙音尼⁹や法静尼¹⁰のように俗世間に関心を持ち政治に関与する尼僧が現れたことにも起因する。佛教界のみに止まることのない幅広い活動により、社会的に進出を果たすが、その一方で、批判も受けるようになり、佛教典籍のみならず、正史などにも記載される存在となつていく。

ここでは、僧と知識人二つの立場から見ていくことで、当時の尼僧が社会においてどのように捉えられていたのかを考察していく。

まず、仏教側の文献によつて、僧が尼僧をどのように考えていたのかを見ていく。僧は八敬戒や尼僧の宗教活動など、受戒や夏安居などの仏教儀礼の場において尼僧との接点が多く、早くからさまざまな史料に記録されている。僧祐の『出三藏記集』卷五・小乘迷学竺法度造異儀記第五には、

凡そ女人の性は、智弱く信強く、一たび偽教を受けければ、則ち同に惑い相に墮^ひく。故に京師の数寺は、遂に異法に塵れ、東境の尼衆も、亦た時に此の風に染まる。將に恐るらくは邪路開き易く、淄汚已まざるを。嗟乎。斯れ豈に魔大乗を断ち、故に先に女人を侮らんや。此れ實に開士の痛悼する所にして、法主の宜しく匡制すべき

所なり。

(大正五五・四一上)

凡女人之性、智弱信強、一受偽教、則同惑相埏。故京師數寺、遂塵異法、東境尼衆、亦時染此風。將恐邪路易開、淄汚不已。嗟乎。斯豈魔斷大乘、故先侮女人歟。此實開土之所痛悼、而法主所宜匡制也。

とある。女性は知識が少なく信ずる心が強いため、一度偽りの教えを受けるとそれに惑わされ信じてしまう存在としており、実際に建康のいくつかの寺は偽教に汚れ、尼僧もその教えに染まってしまっており、正しい教えを壊してしまう恐れがあるため、釈尊の法によつて正すべきであると述べている。尼僧は邪教に染まりやすい存在として見ており、また、同卷十一・比丘尼戒本所出本末序第十に、

然れども女人の心は弱くして放多し。仏は其の微に達し、之を防ぐに宜しく密なるべし。是の故に戒を立つること、毎に男に倍す。

(大正五五・八〇上)

然女人之心弱而多放。仏達其微、防之宜密。是故立戒、每倍於男也。

とあり、女性の心は弱く奔放であるから、戒律の数を僧の倍にした、としている。また『高僧伝』卷一・曇摩耶舍伝には、

(曇摩) 耶舍は既に外国に還り、(法) 度は便ち獨り矯異を執る。規りて以て物を攝め、乃ち言う、専ら小乗を學び、方等を読むを禁ずと。唯だ釈迦を礼するのみにして、十方の仏無し。食するに銅鉢を用い、応器を別ける無し。又た諸尼をして相捉して行き、悔罪の日に、但だ地に伏して相い向わしむるのみ。唯だ宋の故丹陽尹顏瑗の女法弘尼、交州刺史張牧の女普明尼は、初めて其の法を受く。今都下の宣業と弘光の諸尼は、其の遺風に習う。東土の尼衆も、亦た時に其の法を伝う。

(大正五〇・三二九下)

耶舍既還外國、度便獨執矯異。規以攝物、乃言、專學小乘、禁讀方等。唯禮釈迦、無十方仏。食用銅鉢、無別

心器。又令諸尼相捉而行、悔罪之日、但伏地相向。唯宋故丹陽尹顏瑗女法弘尼、交州刺史張牧女普明尼、初受其法。今都下宣業弘光諸尼、習其遺風。東土尼衆、亦時傳其法。

とあり、この箇所を受けて『高僧伝』卷三・訳經篇・論に、

且つ法度の生は本は南康、天竺に遊ばず。晩に曇摩耶舎に值う。又た小を専らにするの師にあらずして、ただ其の身を谿壑にせんと欲するのみ。故に矯異を為す。然り而して達量の君子、未だ曾て迴適せず。尼衆は従い易く、初めて其の化を稟く。夫れ女人は理教懶し難く、事跡翻り易く、因果を聞けば則ち悠然として扈背し、変術を見れば則ち奔波傾飲す。隨墮の義とは、即ち斯の謂なり。

(大正五〇・三四六上)

且法度生本南康、不遊天竺。晚值曇摩耶舎。又非專小之師、直欲谿壑其身。故為矯異。然而達量君子、未曾迴適、尼衆易従、初稟其化。夫女人理教難懶、事跡易翻、聞因果則悠然扈背、見變術則奔波傾飲。隨墮之義、即斯謂也。

とあり、女性の心は翻りやすく、因果を聞くとその教えに従つたり背いたりして、人を惑わせる術を見ると波がどつと押し寄せるようにそれに傾く。このように、仏教史典籍などにみえる女性には移ろいやすく、偽經を簡単に信じてしまう者として捉えられている側面がある。この『出三藏記集』と『高僧伝』の記載は、いずれも戒律に関する事柄を述べる中で関連して記されており、仏教者として尼僧のそのような事態を防ぐためにも、戒律の整備や厳格化の重要性を説く視点から書いたと見ることができる。

次に、当時の知識人は尼僧をどのように見ていたのであろうか。道士が張融に仮託して作成したといわれる仏教排撃論である三破論をみてみると、劉勰の「滅惑論」(『弘明集』卷八)に、

第三破に曰く、身に入りて身を破る。人生の体に、一に毀傷の疾有り、二に髡頭の苦有り、三に不孝の逆有り、

四に絶種の罪有り、五に体を亡ぼす有り、誠に従えば唯だ不孝を学ぶのみ。何の故に言うや。誠めて父母に跪かせざらしむれば、便ち競いて之に従う。児先に沙弥と作り、其の母後に阿尼と作れば、則ち其の児に跪く。不礼の教えは、中国之を絶つ。何ぞ得て従うべけんや。

(大正五二・五〇中)

第三破曰、入身而破身。人生之体、一有毀傷之疾、二有髡頭之苦、三有不孝之逆、四有絶種之罪、五有亡体、従誠唯学不孝。何故言哉。誠令不跪父母、便競従之。児先作沙弥、其母後作阿尼、則跪其児。不礼之教、中国絶之。何可得従。

とあり、体を傷うことや、頭を剃ることは不孝の行為であり、子孫を絶やし親に対しても禮をとらず、また、先に沙彌となつた子供に対しても、子供に遅れて尼僧となつた母親が跪くという行為を例に挙げている。これは、仏教では年齢ではなく、僧尼となつた年数、すなわち僧蠟を重要視することについて指摘しており、年齢を重要視する儒教にとって、この考えが儒教教理に反していることから、このような非難がでたのである。また、『広弘明集』卷六・弁惑篇第二之二・列代王臣滯惑解上に、

(劉昼) 上書して言く、仏法は詭誑なり。役を避くるは、以て林藪と為し、又た詆訶淫蕩す。尼有り優婆夷有り、實に是れ僧の妻妾なり。胎を損い子を殺し、其の状言い難し。今僧尼は二百許万、并びに俗女は、四百余万有るに向し。六月に一たび胎を損う。是の如くすれば則ち年ごとに二百万戸を族せん。此を驗するに、仏は是れ疫胎の鬼なり。全く聖人にあらず。亦た言く、道士は老荘の本にあらず、仏の邪説を籍りて、其の坐に配せらるるを為すのみと。

(大正五二・一二八上―中)

上書言、仏法詭誑。避役者、以為林藪、又詆訶淫蕩。有尼有優婆夷、實是僧之妻妾。損胎殺子、其状難言。今僧尼二百許万、并俗女、向有四百余万。六月一損胎。如是則年族二百万戸矣。驗此、仏是疫胎之鬼也、全非聖

人。亦言、道士非老莊之本、籍仏邪說、為其配坐而已。

とある。劉昼は北斉代の人であり、儒林伝に立伝されていることからも分かるように儒者である。ここでは、胎児を流産して子供を殺していることを強調する上表をしており、前述の三破論の作者と同様に家門繁栄を重視する儒者の立場から僧尼を非難している。

儒者以外の者からも尼僧に対する批判的な記述がなされている。東晋代に孝武帝や司馬道子に尊敬され、人事など的政治に関わっていた支妙音尼を非難した許榮の上疏文（『晉書』卷六十四・司馬道子伝）には、

時に朝政は既に紊れ、左衛領營將軍会稽の許榮上疏して曰く……僧尼乳母は、競いて親党を進め、又貨賂を受け、輒ち官に臨み衆を領む。衛霍の才無きに、而も古人に比方するは、患の一為り。臣聞く、仏は、清遠玄虛の神にして、五誠を以て教えと為し、酒を絶ち淫せざらしむと。而れども今の奉ずる者は、穢慢の阿尼にして、酒色に是れ耽るは、其の違の二なり……と。

于時朝政既紊、左衛領營將軍会稽許榮上疏曰、……僧尼乳母、競進親党、又受貨賂、輒臨官領衆。無衛霍之才、而比方古人、為患一也。臣聞、仏者、清遠玄虛之神、以五誠為教、絕酒不淫。而今之奉者、穢慢阿尼、酒色是耽、其違二矣。……

とある。ここでは、僧や尼僧、乳母が徒党を組み金錢を受けるなどしており、前漢の匈奴征伐において功績のあつた衛青や霍去病の様に優れた才能もないのに古人と比較していること、しかも戒律を遵守すべき尼僧が不飲酒などの戒律を破っていることを指摘している。このことは、尼僧が支配者に受け入れられていた一方で、一部では腐敗し墮落していたことを示している。また、元嘉二十七年（四五〇）に、「貪縱過度なるに坐す。自ら治中荀齊文を杖ち、死になんなんとせしむ。輦に乗り城より出でて行くに、阿尼と共に載り、有司の糾する所と為」¹²り、妻でもない女性と

同乗したことにより、官吏の取り調べを受けたとの記載もみられる。

尼僧は、僧からは間違った教えに流されやすい存在としてみられており、知識人からは子孫を残さないなど儒教倫理から外れた存在として捉えられていたのである。そこには、支妙音尼のように、時の権力者と結びつき人事などへの影響力を持つた尼僧の出現や、破戒という尼僧自身の問題、儒・仏・道による論争が背景にある。しかし、尼僧自身の墮落や批判があつたとはいえ、第二節で述べるように、士人などからの喜捨が絶えることは無く、中には後宮に出入りする者も存在していたことから、一部の尼僧が上記の様であつたのみで、尼僧の多くは戒律を守り一心に仏道修行に励むことにより尊崇を集めていたであろうし、尼僧が受け入れられていたことをも意味している。

第二節 東晋・南朝における尼僧の活動

一 東晋・劉宋代のト占

東晋・劉宋代になると、教義方面では經典翻訳や戒壇の創設、受戒作法の整備などが行われ、經濟方面では皇帝や士人からの喜捨や尼寺の建立などが行われた。本節では、南朝に焦点を当てて、『比丘尼伝』や史書などの記述から、当時の尼僧の活動をさぐるとともに、当時の社会において仏教がどのように受容されてきたのかを探る。

その手掛かりとして、まず、南北朝期に盛んに行われていたト占に焦点をあてて、当時の尼僧がどのような活動を

していたのかについてみていく。なお、ここで論じるト占とは、筮竹を用いたト筮など、道教的色彩の濃いト占ではなく、未来予言を含む占いとしてのト占として捉えることとする。

東晋代の朝廷では、「逆め将来を占」うことのできた鮑玄や戴洋らのような当時流行していた術数やト占に長けた者が重きをなしていた。戴洋は道術を好み、占候ト数に長けており、東晋の元帝の登祚の日を定めた人物でもある。

『晋書』卷九十五・戴洋伝に、

俄かにして蘇峻は使を遣して（祖）約を招き俱に反せしめんとす。洋は約に謂いて曰く、蘇峻は必ず敗れん。然れどもに其の初起、兵鋒當るべからず。外に和し内に厳しくし、以て其の変を待つべしと。約従わず、遂に峻と反す。三年五月に至り、大風雷雨、西北より来たりて、城内晦暝す。洋は約に謂いて曰く、雷の人の上に鳴るは、使君に当に佞を遠ざけ直を近づけ、下を愛しみ貧を振すべきを明らかにす。昔秦に此の変有りて、卒に乱亡を致すと。約大いに怒り、洋を收^{くら}えて之を繫ぐ。

俄而蘇峻遣使招約俱反。洋謂約曰、蘇峻必敗。然其初起、兵鋒不可當。可外和内嚴、以待其變。約不從、遂与峻反。至三年五月、大風雷雨、西北來、城内晦暝。洋謂約曰、雷鳴人上、明使君當遠佞近直、愛下振貧。昔秦有此變、卒致亂亡。約大怒、收洋繫之。

とあり、術士として戦争の勝敗を占い、ト占の結果によりさまざまな助言を与えていた。また、同時代の郭璞¹³は、『爾雅』の注を作るなど文学の才を備え、筮驗六十余事を集めた『洞林』を著すなどト筮を能くした人物である。『世說新語』術解篇第二十に、

王丞相は郭璞をして試に一卦を作らしむ。卦成るや、郭の意色甚だ悪し。公に云く、震厄有りと。王問う、消伏すべき理有りや不やと。郭曰く、駕を命じて西のかた数里を出で、一柏樹を得。截断すること公の長の如くし

て、床上の常の寝處に置かば、災消すべしと。王其の語に従う。數日中、果して震ありて柏粉碎す。子弟皆慶を称す。大將軍云う、君乃ち復た罪を樹木に委ぬと。

王丞相令郭璞試作一卦。卦成、郭意色甚惡。云公、有震厄。王問、有可消伏理不。郭曰、命駕西出數里、得一柏樹。截斷如公長、置床上常寢處、災可消矣。王從其語。數日中、果震柏粉碎。子弟皆稱慶。大將軍云、君乃復委罪於樹木。

とある。郭璞は予言により王導を落雷から救うなどしたが、王敦の反乱を「無成」と占つたことにより、激怒した王敦によつて処刑された。

男性の他に、劉宋・文帝の皇太子劉劭や始興王劉濬から敬事された女巫の嚴道育のように、女性でも占卜をよくする者がいた。嚴道育については、『宋書』卷九十九・劉劭伝には、

女巫嚴道育有り、本呉興の人なり。自ら靈に通ずと言ひ、能く鬼物を役使す。……始興王（劉）濬は素より劭に佞事し、劭と並びて過失多し。上の知るを慮り、道育をして祈請せしめ、過ちをして上聞せざらしめんと欲す。道育輒ち云う、自ら上天陳請せば、必ず泄露せざると。劭等敬事し、号して天師と曰う。後に遂に巫蠱を為し、玉人を以て上の形像を為り、含章殿の前に埋む。

有女巫嚴道育、本呉興人。自言通靈、能役使鬼物。……始興王濬素佞事劭、与劭並多過失。慮上知、使道育祈請、欲令過不上聞。道育輒云、自上天陳請、必不泄露。劭等敬事、号曰天師。後遂為巫蠱、以玉人為上形像、埋於含章殿前。

とある。このように、士人と術士の関係をみていくと、士人にとって、術士のト占は自らの行動を左右するものであり、それゆえト者を重用していた。

石勒・石虎父子のもとで活躍した仏団澄のように僧の中にも、予知能力に長けた者がいた。訳経僧として著名な鳩摩羅什も呂光・呂纂父子のもとで天候や事象からくるさまざまなことを予知した。東晋代の求那跋陀羅は、『高僧伝』

卷三・求那跋陀羅伝に、

元嘉將に末にならんとし、譙王に屡しば怪夢有り。跋陀答えて云う、京都將に禍乱有らんとすと。未だ一年に及ばずして、元凶逆を構う。孝建の初めに及び、譙王は陰謀逆節し、跋陀の顔容憂慘なるも、未だ發言に及ばず。譙王其の故を問う。跋陀は諫争すること懇切、乃ち流涕して出でて曰く、必ず冀う所無し。貧道扈從するを容されずと。譙王は其の物情の信ずる所を以て、乃ち逼りて与に俱に下る。

(大正五〇・三四四中)

元嘉將末、譙王屢有怪夢。跋陀答云、京都將有禍乱。未及一年、元凶構逆。及孝建之初、譙王陰謀逆節、跋陀顔容憂慘、未及發言。譙王問其故。跋陀諫争懇切、乃流涕而出曰、必無所冀。貧道不容扈從。譙王以其物情所信、乃逼与俱下。

とあり、譙王のために夢占や予知をもつて諫言している。劉宋代では邵碩がおり、『高僧伝』卷十・邵碩伝に、

是より先（劉）孟明の長史沈仲玉は、鞭杖の格を改めて、常科を嚴重にす。碩は玉に謂いて曰く、天地嗷嗷たること、此従り起こらん。若し鞭格を除けば、刺史を得んと。玉は信じて之を除く。孟明の卒するに及び、仲玉果して州事を行う。

(大正五〇・三九三上)

先是孟明長史沈仲玉、改鞭杖之格、嚴重常科。碩謂玉曰、天地嗷嗷、從此起。若除鞭格、得刺史。玉信而除之。及孟明卒、仲玉果行州事。

とある。また、同伝に「人家に至りて地に眠るは、人家に必ず死有り。人に就きて細席を乞えば、必ず小児の亡くなる有り。時に人咸此を以て讖と為」(大正五〇・三九三上)したのであり、士人のみならず市井の人々にもその行動

は知られていた。その他に、「經律に洞曉して、深く禪要に入」つた玄暢については「占いて吉凶を記すに、誠驗あらざるはなし」（大正五〇・三七七上）とある。竺法慧は弟子の法照に対し「汝は過去の時に、一鶴の脚を折る。其の殃尋いで至らん。」と予言し、「俄にして照は人の擲つ所と為り、脚は遂に永く疾む」（同・三八九上）こととなつた。慧通については「常に自ら鄭散騎と称し、未だ然らざるの事を言い、頗る時に驗有り。」（同・三九三上）と記されている。彼らの他にも、『高僧伝』には、図讖や讖緯¹⁴、ト占、未来予言を行なつた僧を数多く立伝しており、先に挙げた僧以外にも、東晋以前では曇柯迦羅や康僧会、前秦代では王嘉や渉公、南涼代では曇霍、南齊では僧慧・保誌らがいた。

二 尼僧とト占

尼僧も僧と同様に、ト占を用いて、活動していた者が存在した。『比丘尼伝』卷一・道容尼伝に、

鳥江寺に住す。戒行精峻にして、善く吉凶を占い、逆め禍福を知り、世伝えて聖と為す。……踐祚の後、烏太極殿に巢くう。帝は曲安遠をして、之を筮わしむ。云く、西南に女人の師有り、能く此の怪を滅すと。帝は使を遣わして鳥江に往きて、道容を迎えしめ、事を以て之に訪ぬ。容曰く、唯だ清斎七日、八戒を受持する有らば、自ら當に消弭すべしと。帝即ち之に従い、整肅心を一にし、七日未だ満たずして、群鳥競いて集まり、巣を運びて去る。

（大正五〇・九三六中）

住鳥江寺。戒行精峻、善占吉凶、逆知禍福、世伝為聖。……踐祚之後、烏巢太極殿。帝使曲安遠、筮之。云、西南有女人師、能滅此怪。帝遣使往鳥江、迎道容、以事訪之。容曰、唯有清斎七日、受持八戒、自当消弭。帝

即從之、整肅一心、七日未満、群鳥競集、運巢而去。

15

とあるように、ト占に長けていた道容尼が簡文帝に召されて、八戒を受持して斎¹⁵を行うことにより、怪異を取り除いた。この功により、簡文帝は道容尼のために新林寺を建立し、師礼を以て事えた。斎によつて不吉な現象を取り除いた例は、『高僧伝』卷五・竺法曠伝にもあり、以前に妖星が太微に入つた際に、海西侯が桓温によつて廃されたことがあり、簡文帝が同じことが起きることを憂いて、竺法曠に相談した。そこで「乃ち弟子と斎懺し」（大正五〇・三五六下）で、これによつて災滅したのである。また、『高僧伝』卷十一・竺曇猷伝に、孝武帝が妖星が出現したことを受け、「普く諸国の有徳の沙門に下して、斎をして懺悔し災を攘わしめ」（同・三九六中）たとある。その他、『高僧伝』中では、東晋代に道安や僧慧が斎を行つていたという記載もみられる。戴洋や郭璞、求那跋陀羅がト占によつて東晋朝廷で重用されていたこと、朝廷内で災異除滅のために斎が営まれていたことが窺える。それと同時に、「後に晋仏道を頤尚するは、容の力なり」とあるように、ト占に長けた尼僧が活動できる環境が道容尼によつて作られた。

東晋末に勢力をもつた桓温は、廢帝を廢して簡文帝を即位させ、その死後、自立を図つていた人物である。また、晩年に仏教を奉じるようになつたが、父親の桓彝が郭璞とともにト筮を善くした影響からか道術に優れた尼僧の檀越となつてゐる。『法苑珠林』卷三十三に引かれる『冥祥記』¹⁶に、

尼浴する毎に、必ず時を移すに至る。温 疑いて之を窺う。尼の裸身に刀を揮い、腹を破りて臓を出し、身首を断截し、支分離切す。温は怪しみ駭きて還る。頃く有りて尼浴室を出づるに、身形常の如し。温は実を以て尼に問う。答えて云く、若し遂に君上を凌げば、形當に之の如しと。時に温は方に謀もて鼎を問い合わせ、之を聞きて悵然とす。故に以て戒懼し、終に臣節を守る。尼は辞去して、在る所を知らず。

（大正五三・五四五上）

尼毎浴、必至移時。溫疑而窺之。見尼裸身揮刀、破腹出臓、斷截身首、支分纏切。溫怪駭而還。有頃尼出浴室、身形如常。溫以實問尼。答云、若遂凌君上、形當如之。時溫方謀問鼎、聞之悵然。故以戒懼、終守臣節。尼辭去、不知所在。

とあるように、桓温はこの尼僧の言を受けて、朝廷篡奪を行わなかつたのである。邵碩が沈仲玉に鞭杖の格を軽くするよう助言し、それに対して沈仲玉が従つたことからも窺えるように、ト占や予言の結果が士人の行動に影響を与えていた。¹⁷⁾

このように東晋代には、ト占や予言を用いて活動する術士や僧が存在しており、士人の求めに応じて未来を予言することで信任を得ていた。このような時代背景を受けて、道容尼や桓温に予言した尼僧のようなト占に秀でた尼僧が現れる。それは、仏教を弘める手段として、東晋代に盛んであつたト占を用いることにより、当時の皇帝や士人を仏教信仰へと向かわしめたということができよう。

第三節 尼僧と僧・皇族・士人の関係

尼僧と僧の関係を見るに、尼僧は戒律の面で僧の指導を必要とした。例えば、八敬戒には、八項目中、五項目において僧が関係している。第二章で述べたように、劉宋代に二衆受戒が行われるようになると、僧集団と尼僧集団による出家儀式が確立され、よりさまざまな場面で僧との関わりをもつようになった。元嘉十四年（四三七）に建福寺で

出家した法盛尼（三六八～四三九）は「遂に道場寺の偶法師に従いて、菩薩戒を受け」（大正五〇・九三七下）ており、慧木尼は「十一にして出家し、慧超に師事して、小戒を受持」（同・九三八下）した。また、法弁尼（四〇四～六三）については『比丘尼伝』卷二・法弁尼伝に、

少くして出家し、景福寺の慧果尼の弟子と為る。忠謹清慎にして、雅に素檢有り、弊衣蔬飯にして、薰辛を食さず。高簡の譽れ、早に京邑に盛んなり。楊州刺史瑣琊の王郁は、甚だ相い敬礼す。後に道林寺の外国沙門畠良耶舎に従いて、禪觀を諮詢す。法の如く修行し、通極精解し、衆席に預る毎に、恒に睡寐するが如し。

（大正五〇・九四〇中）

少出家、為景福寺慧果弟子。忠謹清慎、雅有素檢、弊衣蔬飯、不食薰辛。高簡之譽、早盛京邑。楊州刺史瑣琊王郁、甚相敬礼。後従道林寺外国沙門畠良耶舎、諮詢禪觀。如法修行、通極精解、每預衆席、恒如睡寐。とある。「善く阿毘曇を誦し、博く律部に涉り、其の余の諸經、多く該綜する所なり。三蔵に兼明なりと雖も禪門を以て專業と」（同・三四三下）した畠良耶舎のもとで禪を学び深く究めた。畠良耶舎は元嘉九年（四三二）に蜀の地で大いに禪觀を弘めた際に、十一歳であった暁暉尼に禪法を教えていた。このように戒律を受けるだけでなく、僧に師事するなど尼僧の活動に深く僧が関わっていた。

他方、皇族や士人との関係について見れば、寺院建立や喜捨というかたちであらわれる。造寺について、宮川尚志¹⁸氏は「造寺は官僚や貴族の権力誇示の方便」であったとし、かつ戦争における殺生を悔いて仏教に帰依するという思想的な意味合いも含んでいたと指摘しており、当時の皇族や士人にとって仏教は経済的、思想的にも重要な役割を果たしていた。

東晋代になると、尼寺建立が行われ始め、中国最初の尼寺である建福寺が、何充によつて都の建康に建立された。

この経緯については、『比丘尼伝』卷一・康明感尼伝に、

(東) 晋永和四年(三四八)春、慧湛等十人と与に、江を済りて司空公何充に詣る。充は一見して甚だ敬重す。時に京師に未だ尼寺有らず。充は別宅を以て、之が為に寺を立つ。

晋永和四年春、与慧湛等十人、済江詣司空公何充。充一見甚敬重。于時京師未有尼寺。充以別宅、為之立寺。とあり、後にこの尼寺には、康明感尼・慧湛尼・法盛尼・曇敬尼・曇愛尼・道瓊尼・智勝尼・淨度尼が住した。何充の他、何皇后が何后寺を建立したりしており、何氏のように一族を挙げて仏教を信奉している家も存在した。何充については「性は釈典を好み、仏寺を崇修し、沙門に供給するに百を以て数え、巨億を糜費して吝しま」ず、「二何(何充・何凖)は仏に佞す」と言われた人物であり、建福寺建立以外にも建初寺の再興も行っている。

劉宋代には、青園寺¹⁹が建立され、『比丘尼伝』卷一・業首尼伝に、

元嘉二年(四二五)に、王景深の母范氏は、王坦之の故祠堂地を以て首に施し、寺舎を起立し、名づけて青園と曰う。徒衆を斎肅し、甚だ風規有り。潘貴妃歎えて曰く、首尼は仏法を弘振す。甚だ敬重すべしと。元嘉十五年(四三八)を以て、首の為に更に寺を広くし、西に仏殿を創立す。復た寺の北を拓き、僧房を造立す。須いる所に賑給し、寺業興立し、衆二百人、法事絶えず。

(大正五〇・九四〇中)

元嘉二年、王景深母范氏、以王坦之故祠堂地施首、起立寺舎、名曰青園。斎肅徒衆、甚有風規。潘貴妃歎曰、首尼弘振仏法。甚可敬重。以元嘉十五年、為首更廣寺、西創立仏殿。復拓寺北、造立僧房。賑給所須、寺業興立、衆二百人、法事不絶。

とあり、范氏によつて建立された青園寺は二百人の尼僧が住して法事を盛んに行つていたことからも隆盛ぶりが伺える。その後、泰始三年(四六七)に東西に分けられた。²⁰業首尼については、本姓は張、本貫は彭城、「風儀峻整にし

て、戒行清白なり。深く大乗を解き、善く妙理を構え、弥いよ禪誦を好み、造次にも怠る無」き人物であり、永安寺に住していた際に、「宋の高祖武皇帝は、雅に相い敬異し、文帝の少き時、従いて三帰を」（大正五〇・九四〇中）授けられたことにより、供施が絶えなかつた。青園寺以外にも、元嘉十八年（四四一）に、「宋の江夏王世子の母王氏は地を以て（慧）瓊に施す。瓊は修立して寺と為し、号して南外永安寺と曰う」（同・九三八中）とあり、王氏からの布施をもとに南外永安寺が建立され、褚皇后が建立した延興寺、簡文帝が建立した新林寺、司馬道子が建立した簡靜寺、傅弘仁が建立した景福寺など、皇帝や皇后、士人らによる尼寺建立が盛んに行われた。

東晋代では、孝武帝や司馬道子、孟顗、桓玄などから敬信され、「權一朝を傾け、威内外に行」われる程であつた支妙音尼らのように、士人による尼僧への帰依や皇帝や皇后などの喜捨が行われた。劉宋代にも慧果尼に対して「雅に相い歎貴して、厚く賑給を加」（同・九三七中）えた傅弘仁がいた。慧濬尼（三九二～四六四）は、焼香をし菜食をするなど幼い時から仏道に目覚めており、十八歳で出家すると「内外の墳典は、眼を経れば必ず誦し、深禪秘觀、必ず入らざる無し」（同・九四一上）という人物であり、「宋の宰の江夏王（劉）義恭²¹は、雅に相い推敬し、常に衣薬を給い、四時爽う」ことは無かつた。また、宝賢尼（四〇一～七七）は「宋の文皇帝は深く礼遇を加えて、供するに衣食を以てす。孝武に及びて雅に相い敬待せられ、月に銭一万を給す。明帝即位し、賞接して弥いよ崇」（同・九四一上）ばれた。

婦女との交遊では道瓊尼と法淨尼が挙げられる。まず、道瓊尼については『比丘尼伝』卷二・道瓊尼伝に、

晋太元中に、（王）皇后は其の高行を美め、凡そ修福する所有らば、多く斯の寺に憑る。富貴の婦女は、争いて之と遊ぶ

晋太元中、皇后美其高行、凡有所修福、多憑斯寺。富貴婦女、争与之遊。

（大正五〇・九三八上）

とあり、孝武帝の王皇后にその高行を褒められた尼僧であり、富貴の婦女が競つて交遊した。次に、明帝は宮中において、法淨尼を師匠としてまた友人の礼をもつて応待した。また、泰始二年（四六六）に、詔勅によつて京邑都維那となると、『比丘尼伝』卷二・法淨尼伝に、

荊楚の諸尼及び通家の婦女、遠く書を修めて観^{はざむ}さざるはなく、知識を結ばんことを求む。其の徳風に陶冶せらるること、皆此を類とするなり。
（大正五〇・九四一中）

荊楚諸尼及通家婦女、莫不遠修書観、求結知識。其陶冶德風、皆類此也。

とあり、遠くの婦女は手紙を認めたり、あるいは布施によつて善知識として交友を結ぼうとした。多くの尼僧や婦女が法淨尼と交遊しようとしたのは、明帝が師友の礼をとつたことや京邑都維那に任せられたことも背景にあると思われるが、自分達を仏教の教えに導く者と捉えていたことも一因であつた。

東晋代と違い、劉宋代には造寺や喜捨だけでなく、伝・贊を作成される者も現れた。晩年に華北の戦乱をさけて都・建康に來た法盛尼（三六八～四三九）は死後、曇鑑と僧瑜の伝贊を作成した予章太守張弁²²によつて伝を作られていく。このように士人が贊を作る例は道綜尼²³にもみられる。

おわりに

南北朝期になると、尼僧自身の墮落や儒教・仏教・道教による論争により、僧からは間違つた教えに流されやすい

存在としてみられており、知識人からは儒教倫理から外れた存在として捉えられていた。このような批判がなされたものの、その反面、道容尼らのように、ト占や斎による怪異の除去をもつて皇帝を、ひいては東晋朝廷を仏教信仰へ向かわしめた者も存在した。

東晋代以降、何充によつて中国最初の尼寺である建福寺が建立されたのを皮切りに、青園寺などの尼寺が建立された。このように東晋・劉宋代にかけては、皇帝を始めとした皇族や士人らによつて、尼僧やその教団に対する寺院建立が行われたことを一因として、尼僧教団は発展していった。また、喜捨による援助によつて尼僧の活動が支えられ、支妙音尼や慧果尼・慧濬尼らのように尼僧個人への喜捨も行われた。その他、尼僧と士人の関わりを見ていくと、道瓊尼や法淨尼のように婦女と交遊する者や、法盛尼や道綜尼のように伝・贊を作成された者などが挙げられる。このように、尼僧との関わりを通して、皇族や士人らは仏教に接していくと思われる。

註

¹『比丘尼伝』卷一・支妙音尼伝「晋孝武皇帝、太傅会稽王道子、孟顗等、並相敬信。每与帝及太傅中朝学士、談論屬文、雅有才致、藉甚有声。太傅以太元十年、為立簡靜寺、以音為寺主。」（大正五〇・九三六下）

²『比丘尼伝』卷一・僧基尼伝「康皇帝雅相崇礼。建元二年、皇后褚氏、為立寺於都亭里通恭巷内、名曰延興。基居

寺住、徒衆百余人。」（大正五〇・九三六上）

『比丘尼伝』卷一・曇備尼伝 「謂章皇后何氏曰、京邑比丘尼、尠有曇備之儔也。到永和十年、后為立寺于定陰里、名永安」（大正五〇・九三五下）

『比丘尼伝』卷一・康明感尼伝 「晋永和四年春、与慧湛等十人、濟江詣司空公何充。充一見甚敬重。于時京師未有尼寺。充以別宅、為之立寺。」（大正五〇・九三五下）

東晉代に訳出された經典として、戒律関係では『摩訶僧祇比丘尼戒本』（大正二二・No.1427）や『四分比丘尼戒本』（大正二二・No.1431）がある。また、現存しないものの『出三藏記集』に書名のみ伝わるものは『比丘尼戒經』・『比丘尼大戒』がある。

劉宋代の仏教については、塚本善隆〔一九七五〕・南部松雄〔一九六九〕などを参照。

塚本善隆〔一九七五〕。

尼僧の宗教活動については、宮川尚志〔一九六九〕第十二章「六朝時代女性の宗教生活」・竺沙雅章〔一九八九〕・李玉珍〔一九八九〕・劉飄〔一一〇〇九〕などを参照。

『比丘尼伝』卷一・支妙音尼伝 「太傅以太元十年、為立簡靜寺、以音為寺主。徒衆百余人、内外才義者、因之以自達、供嘵無窮。富傾都邑、貴賤宗事、門有車馬、日百余両。」（大正五〇・九三六下）

范曇や孔熙先、僧の法略とともに劉義康擁立を画策した尼僧。詳しくは『宋書』卷六十九・范曇傳を参照。

大正藏は識に作るが、宋本・元本・明本・宮本より誠に改めた。

『宋書』卷六十五・列伝第二十五・劉道產伝附道錫伝 「坐貪縱過度。自杖治中荀齊文、垂死。乘輦出城行、与阿尼同載、為有司所糾。」

郭璞の人となりについては、『晉書』卷七十二・郭璞伝に「璞好經術、博学有高才。而訥於言論、詞賦為中興之冠。

好古文奇字、妙於陰陽算曆」とある。

¹⁴ 仏教と讖緯の関係については、多くの先行研究があり、一例ではあるが、大内文雄〔二〇一三a〕、平秀道〔一九五四〕、安居香山・中村璋八〔一九七六〕が挙げられる。

¹⁵ 斎については、船山徹〔一九九五〕や塩入良道〔一九六四〕などが挙げられる。

¹⁶ これと同様の記事が『晉書』卷九十八・桓溫伝に、「時に遠方の比丘尼有り、道術有るに名あり。別室において浴し、温竊かに之を窺う。尼は裸身に先づ刀を以て自ら腹を破り、次に両足を断つ。浴し竟りて出で、温吉凶を問う。尼云く、公若し天子と作らば、亦た當に是の如くなるべしと。」とある。

¹⁷ 場所や時代は離れるものの、梁代にも高昌に馮尼のように予知能力を持つた尼僧がいた。『比丘尼伝』卷四・馮尼伝「馮後忽謂法惠言、阿闍梨未好、馮是闍梨善知識、闍梨可往龜茲国金花、帳下直月、聞當得勝法。法惠聞而從之。往至彼寺、見直月。直月歡喜、以蒲萄酒一升、与之令飲。法惠驚愕、我來覓勝法、翻然飲我、非法之物。不肯飲。直月推背、急令出去。法惠退思、我既遠來、未達此意、恐不宜違。即頓飲之、醉吐迷悶、無所復識。直月便自他行。法惠酒醒、自知犯戒、追大慚愧。自搃其身、悔責所行、欲自害命。因此思惟、得第三果。直月還問曰、已得耶。答曰、然。……先知之跡皆類此也。」（大正五〇九四六中）

宮川尚志〔一九六九〕第十一章「六朝時代士大夫の仏教信仰」を参照。

¹⁸ 業首尼の他に、『比丘尼伝』所収の尼だけで、淨哀尼・宝英尼・法林尼・曇寅尼・法全尼・寶嬰尼・淨練尼・僧律尼・慧形尼・德樂尼・淨秀尼・淨賢尼・妙禪尼ら十三人が住していた。

¹⁹ 妙禪尼（『比丘尼伝』卷四所収）は西青園寺に住しており、これは東西に分かれたことが背景にある。

21 武帝の第五子で『宋書』卷六十一に立伝されている。また、弘充や曇穎を尊敬し、孝武帝の代わりに慧益の焼身行

22 を諫めに行くなど、僧とも関わりがあった。

23 張弁については、尚書吏部郎や広州刺史・大司農を歴任した以外の事跡が不明である（『宋書』卷五十三・張茂度傳附伝）。ただ、兄の張永は玄運に対して「堂に升りて道を問」（『高僧伝』卷七・釈僧瑾伝附伝（大正五〇・三七三下））うたり、曇斌に講義を請うなどしており、兄弟とともに奉仏家であった。

『比丘尼伝』卷二・道綜尼伝に「（劉）宋徵士劉鈞、雅相宗敬、為製偈贊云」（大正五〇・九四〇下）とある。

終章

本章では、三章にかけて述べてきたことをまとめることをまとめる。

本論は魏晋南北朝期において、仏教が尼僧を通じてどのように受容されたのかについて論じてきた。まず、第一章において南北朝期における女性の出家動機について検討した。北朝の各王朝では、孝文帝の洛陽遷都以降、寵愛を失つたり、皇帝との死別などを契機として、皇后が出家した。北魏期では、尼僧となつた皇后の多くは、生前は瑤光寺など北魏の皇族や関係者が建立した尼寺に住し、逝去後は邙山に埋葬されるなど陪葬されず、また謚号を贈られることもなかつた。その一方で、南朝には、南齊代に出家する后妃が存在したことから、素地は有つたものの皇后出家は行われていなかつた。このことから、隋・唐代において、皇帝が死去した後、后妃が出家するという行為は、北朝の例に倣つて行われたと結論づけた。ただ、南朝では、皇后出家は行われなかつたものの、諸々の史料から、華北の戦乱を契機に出家する者、結婚や再婚を拒んで出家する者、劉宋代以降では、自ら願つて仏門に入る者などがいたことを指摘した。

次の第二章では、南朝の尼僧を探る上で重要な史料である『比丘尼伝』の成立背景について述べた。劉宋・元嘉九年に范曄によつて『後漢書』に「列女伝」が立伝されるなど、儒教倫理に照らし合わせて称賛されるべき女性を記した書が著されるようになつた。このような時代の流れを受けて、宝唱は仏教者として仏道修行や弘道などに秀でた人物を立伝した『比丘尼伝』を著した。しかし、当時、尼僧教団の風紀の乱れや重受戒の問題など尼僧教団が抱える問題があつたことから、仏法に賢明通達なる尼僧達によつて正法を堅固に維持していく重要性を説くとともに、仏道修

行の手本となるべき尼僧を示し、本来の尼僧の有り様を伝えようとする意図があつたことも明らかにした。

最後の第三章では、東晋・南北朝期の尼僧の活動を中心に論じた。南北朝期の尼僧が、僧や知識人から批判をされたのは、宝唱が『比丘尼伝』序文で指摘するように墮落や破戒という尼僧自身の問題、儒・仏・道による論争が背景にあつたからである。しかし、業首尼や宝賢尼らのように人々の尊崇を集めた尼僧の存在や、皇族や士人から尼僧やその教団への喜捨が絶えることは無かつたことから、この批判は一部の尼僧に向けられたものであつた。そして、尼僧の活動について見てみると、東晋・劉宋代には、ト占や斎による怪異の除去によって、皇帝や士人らを仏教信仰へ向かわしめた者もいた。加えて、皇帝や皇后・士人のなかには、尼寺を建立したり、喜捨をする者もいた。特に、尼僧や婦女がこぞつて法淨尼と善知識として交友を結ぼうとしたことは、女性が尼僧を通じて仏教を受け入れた好例といえる。これらの事例から、一部の尼僧に起因する様々な問題や批判はあつたものの、多くの尼僧による真摯な仏教活動や交遊などによって、皇族や士人らが仏教に接し、仏教を受け入れていったことを示唆した。

以上、尼僧と仏教受容についてまとめてきたが、仏教受容に関しては、個々の事例列挙にとどまり、僧と尼僧の活動による受容の差異や、受容による社会変化などに言及するまでには至らなかつた。今後の課題としては、魏晋南北朝期にとどまることなく、隋唐期まで時代範囲をひろげて、喜捨や交遊だけではなく、さまざまな角度から尼僧を通じた仏教受容の有り様を探っていく。また、本論では触れることのできなかつた、女道士など道教の女性出家者にも注意を払いつつ、女性と宗教の関係についても論じていきたい。

参考文献一覧

邦文 ※五十音順 邦文訳については後部に別置

- 横超慧日 一九五八 「廣律伝来以前の中国に於ける戒律」（『中国佛教の研究』第一卷・法藏館）
- 大内文雄 二〇一三 a 「中国撰述佛典と讖緯—典籍聚散の歴史を契機として—」（『南北朝隋唐期佛教史研究』第一篇第一章〈法藏館〉、初出は『日本佛教學會年報』（六二・一九九七年））
- 大内文雄編 二〇一三 b 「梁代佛教類書と『經律異相』」（『南北朝隋唐期佛教史研究』第一篇第二章〈法藏館〉、初出は「梁代佛教類書と『經律異相』」（『道宣著作の研究—道宣著作序文譯注稿—』（『東方宗教』五〇・一九七七年））
- 愛宕元 一九九八 「南嶽魏夫人信仰の變遷」（吉川忠夫編『六朝道教の研究—京都大學人文科學研究所報告—』（春秋社））
- 桐谷征一 一九七四 「名僧伝の成立とその周辺」（『印度學佛教學研究』二二一一）
- 窪添慶文 一九九九 「北魏の宗室」（『中國史學』九）
- 佐々木功成 一九二〇 「東晉時代に於ける沙門と諸名士との交游に就て（上）」（『六條學報』一二一九）
- 一九二一 「東晉時代に於ける沙門と諸名士との交游に就て（中）」「同（下）」（『六條學報』一二一〇・一二一）

三二二

- 佐藤賢 二〇一〇 「北魏後期における皇室の婚姻政策—北魏国家像の解明にむけて—」（『東洋文化研究』十二）
- 佐藤達玄 二〇〇八 「中国初期仏教における比丘尼教団」（『四分律比丘戒本・四分比丘尼戒本』新国訳大藏經・律部七「解題」二）（大藏出版）。初出は飯田利行博士古稀記念論文集刊行会編『飯田利行博士古稀記念東洋学論叢』（国書刊行会・一九八一年）
- 塩入良道 一九六四 「中国佛教に於ける礼儀と佛名經典」（結城教授頌壽記念論文集刊行会編『結城教授頌壽記念論文集』（大藏出版））
- 滋野井恬 一九七〇 「北魏時代の洛陽寺院に関する若干の考察」（横超慧日編『北魏仏教の研究』（平楽寺書店））
- 下見隆雄 一九八九 『劉向『列女傳』の研究』（東海大学出版会）
- 一九九二 『『後漢書』列女伝に見る女性の社会的役割—劉向『列女傳』との比較において—』（『斯文』一〇一）
- 一九九四 a 「『華陽國志』列女伝記研究（I）」（『広島大学文学部紀要』五四）
- 一九九四 b 「『晉書』列女傳（含『世說新語』「賢媛篇」）より見る魏晉時代の母性」（『儒教社會と母性—母性の威力の觀點でみる漢魏晉中國女性史（増補版）』II 概説篇第三章（研文出版）、初出は「中國女性史の研究への視點—『晉書』列女傳の場合—」『日本中國學會報』（四五・一九九三年）
- 一
平秀道 二〇〇九 『『華陽國志』列女伝記—中国古代女性の生き方』（明徳出版社）
- 一九五四 『識緯思想と佛教經典』（龍谷大學論集）三四七）

- 田沼眞弓 二〇〇三 「北魏皇帝の葬礼の変遷」（『國學院大學栢木短期大學紀要』三七）
- 竺沙雅章 一九八九 「中國における尼僧教団の成立と発展」（『尼と尼寺』シリーズ・女性と仏教・第一巻）（平凡社）
- 塚本善隆 一九七五 「南朝「元嘉治世」の仏教興隆について」（『塚本善隆著作集』（大東出版社）第三巻第三章、初出は『東洋史研究』二二一四・一九六四年）
- 一九七九a 「建築を中心とした吳の仏教」（『中国仏教通史』第一巻第三章第五節（春秋社））
- 一九七九b 「尼僧教団の成立発展」（『中国仏教通史』第一巻第六章第五節（春秋社））
- 戸次顯彰 二〇一四 「道宣『四分律行事鈔』撰述とその背景—僧祐の著作活動との類似性—」（『仏教学セミナー』一〇〇）
- 豊福健二 一九七六 「世説「賢媛」篇と晋書「列女伝」」（小尾博士退休記念論文集編集委員会編『小尾博士退休記念中国文学論集』（第一学習社））
- 直海玄哲 二〇〇三 「喪葬儀礼にみる儒教と仏教—北魏文明皇太后の事例を通して—」（佛教史学会編『佛教の歴史的・地域的展開—佛教史学会五十周年記念論集—』（法藏館））
- 滑友彰 二〇一二 「中國近世における正史列女傳の特徴について」（『大谷大學史學論究』一七）
- 南部松雄 一九六九 「劉宋王朝と佛教」（『龍谷史壇』六）
- 服部克彦 一九六五 「北魏洛陽の社会と文化」正（ミネルヴァ書房）
- 平川彰 一九六八 「北魏洛陽の社会と文化」続（ミネルヴァ書房）
- 一九九八 『比丘尼律の研究』（『平川彰著作集』第十三巻）（春秋社）

- 藤善眞澄 二〇一三 「六朝佛教教団の一側面—間諜・家僧門師・講經斎会—」（『中國佛教史研究 隋唐佛教への視角』第一篇第三章〈法藏館〉、初出は川勝義雄・礪波護編『中國貴族制社會の研究』（京都大學人文科學研究所・一九八七））
- 船山徹 一九九五 一〇一三 「六朝時代における菩薩戒の受容過程—劉宋・南齊期を中心に—」（京都『東方學報』六七）
- 牧田諦亮 一九九五 二〇一五 『高僧伝の成立』（牧田諦亮著作集）第二卷〈臨川書店〉、初出は『東方學報』京都四四・四八
・一九七一年・一九七五年。『中国佛教史研究』第一卷（大東出版社・一九八一年）
- 松浦典弘 二〇〇七 a 二〇〇七 b 「敦煌尼僧關係文書管見」（『敦煌寫本研究年報』創刊号）
「墓誌から見た唐代の尼僧と家」（『佛教史学研究』五〇一二）
- 道端良秀 一九八五 二〇一五 「新出の唐代尼僧墓誌について」（『真宗総合研究所研究紀要』三二）
- 史』（法藏館・一九三九年）
- 宮川尚志 一九四八 『六朝宗教史』（弘文社）
- 宮崎市定 一九六九 『六朝史研究 宗教篇』（平楽寺書店）
- 森三樹三郎 一九八六 「大唐帝国—中国の中世—」（『宮崎市定全集』八〈岩波書店〉、初出は『大唐帝国』〈世界の歴史七・河出書房・一九六八年〉）
- 安居香山・中村璋八 一九七六 『六朝士大夫の精神』（同朋舎、原掲は『大阪大學文學部紀要』三・一九五四年）
一九七六 『緯書の基礎的研究』（漢魏文化研究所）

- | | |
|----------------------|--|
| 山崎純一
一九九七 | 「『世説新語』賢媛篇の女性羣像と左九嬪・鮑令暉について——六朝における「賢媛」の時代相
に關する一試論」（『櫻美林大學 中國文學論叢』二二二） |
| 一九九八
一九九九 | 「南北朝時代北人列女傳注釋劄記——『魏書』列女傳注釋の（一）——」（『櫻美林大學 中國文
學論叢』二三三） |
| 一九九九
二〇〇〇 | 「南北朝時代北人列女傳注釋劄記——『魏書』列女傳注釋の（二）——附・『北史』列女傳中二——」
（『櫻美林大學 中國文學論叢』二四） |
| 二〇〇一
二〇〇一 | 「南北朝時代北人女性傳注釋試稿——『北史』后妃傳注釋の（一）——」（『櫻美林大學 中國文
學論叢』二五） |
| 二〇〇一
二〇〇二 | 「南北朝時代北人女性傳注釋試稿——『北史』后妃傳注釋の（二）——」（『櫻美林大學 中國文
學論叢』二六） |
| 二〇〇五
吉岡義豊
一九五九 | 「南北朝時代北人女性傳注釋試稿——『北史』后妃傳注釋の（三）——」（『櫻美林大學 中國文
學論叢』二七） |
| 横井克信
二〇〇五 | 「東晉における帝室の佛教信仰について」（『三康文化研究所年報』三六） |
| 吉川忠夫
二〇〇五 | 「漢法本内傳成立考」（『道教と佛教』第三卷（国書刊行会）、初出は『智山学報』三・一九五
五年。） |
| 米田健志
二〇〇七 | 『後漢書』第九冊（岩波書店） |
| | 「敦煌本『續集古今佛道論衡』と『漢法本内傳』の偽作とについて」（『敦煌寫本研究年報』
創刊号） |

渡瀬道子 一九五七 「文明皇太后と佛教—主に北魏書を中心として—」(『史窓』一二)

慧皎著 吉川忠夫・船山徹訳 一〇〇九 『高僧伝』一 (岩波書店)

中文 ※音読み五十音順

許智銀 二〇〇一 「論北魏女性出家爲尼現象」(『許昌師専学報』第二十卷第六期)

高二旺 二〇〇八 「北朝葬礼之“尼礼”探析」(『寧夏社会科学』二〇〇八年第三期)

釈宝唱著 王孺童校註 二〇〇六 『比丘尼傳校註』(中華書局)

周● (次十吉) 二〇一一 『《比丘尼傳》及其補遺考釋 (上)・(下)』 古典文獻研究輯刊十二編・第十九冊・二〇冊 (花木蘭文化出版社)

田餘慶 一九九八 「北魏後宮子貴母死之制的形成和演變」(『國學研究』五)

張宇 一九九三 「東晉南朝士大夫与仏教の関係 (上)」(『魏晋南北朝隋唐資料』十二)

一九九七 「東晉南朝士大夫与仏教の関係 (下)」(『魏晋南北朝隋唐資料』十五)

陳懷宇 二〇〇二 「中古時代后妃爲尼史考」(『華林』二)

唐嘉 二〇一一 『东晋宋齐梁陈比丘尼研究』(巴蜀書社)

任繼愈主篇 一九八五 「比丘尼僧团的建立和東晉南方的寺院」(『中国佛教史』第二卷第三章第三節、中国社会科学院

出版社)

- 柏楊
苗霖霖
方広鋗
楊孝蓉
李玉珍
劉飄
- 一九八六
二〇一二
二〇〇三
一九九八
一九八九
二〇〇九
- 『中國帝王皇后亲王公主世系录』（中國友誼出版）
「北魏后妃出家現象初探」（『古代文明』第五卷第一期）
「關於江泌女子僧法誦出經」（方広鋗主編『藏外仏教文献』第九輯〈北京宗教文化出版社〉）
「中国歴史上的比丘尼」（『法音』一六二）
『唐代的比丘尼』（臺灣學生書局）
『魏晋南北朝释家传记研究·釋寶唱与《比丘尼传》』（岳麓書社）